

日本語教育関係 参考データ集

○日本語教育の学習者／機関／教師等	4
○日本語教育における養成・研修関係	35
○地域における日本語教育関係	44
○日本語教育に係る各種提言	53

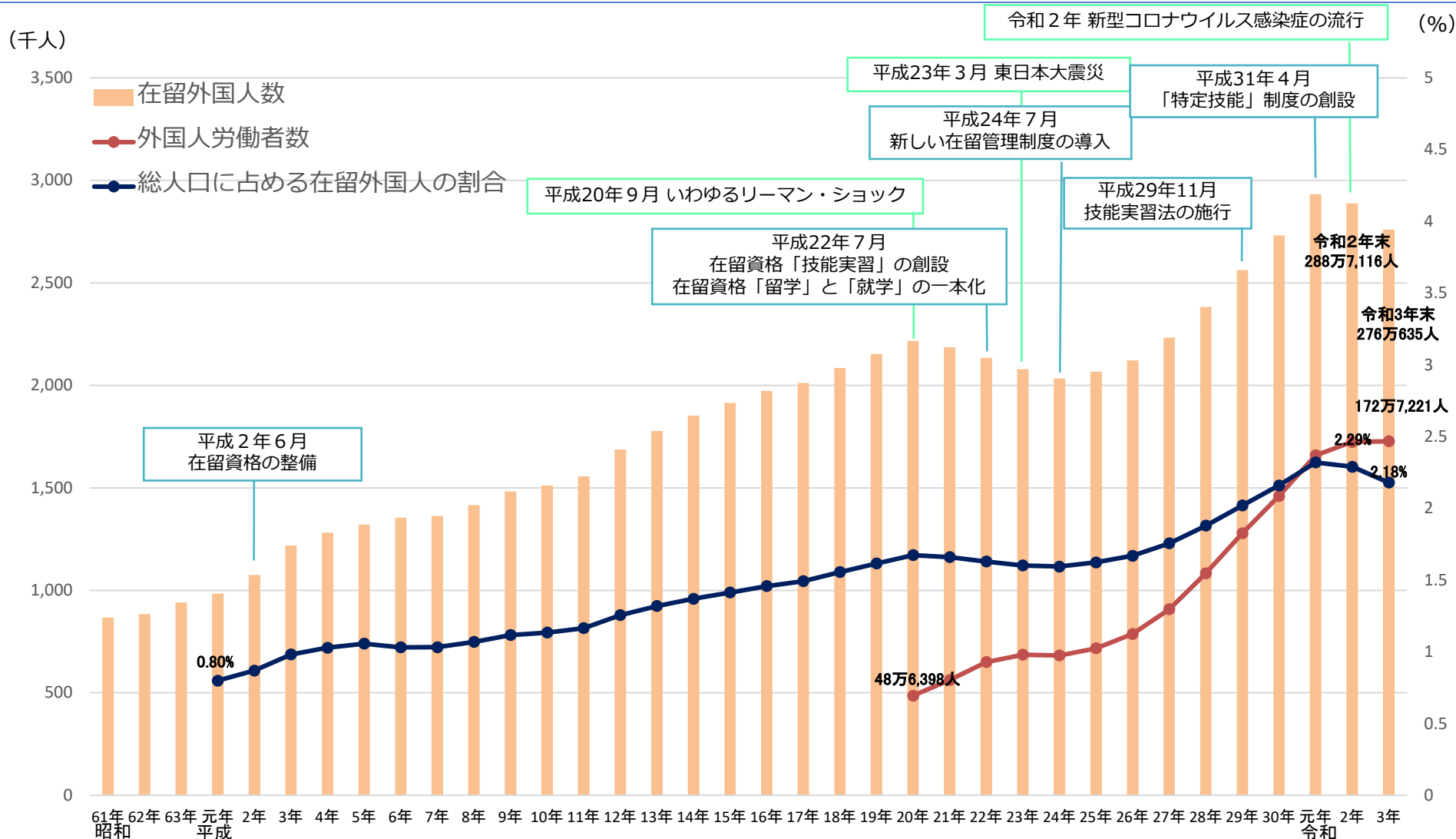
令和4年11月
文化庁国語課

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

出入国在留管理庁 作成資料

- 令和3年末現在の在留外国人数は約276万人（出入国在留管理庁調べ）。
- 令和元年末に約293万人で過去最高を記録し、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、令和2年末には多少の減少が見られたが、長期的には増加傾向

在留外国人数及び外国人労働者数



(出所) 出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」(2022年8月)

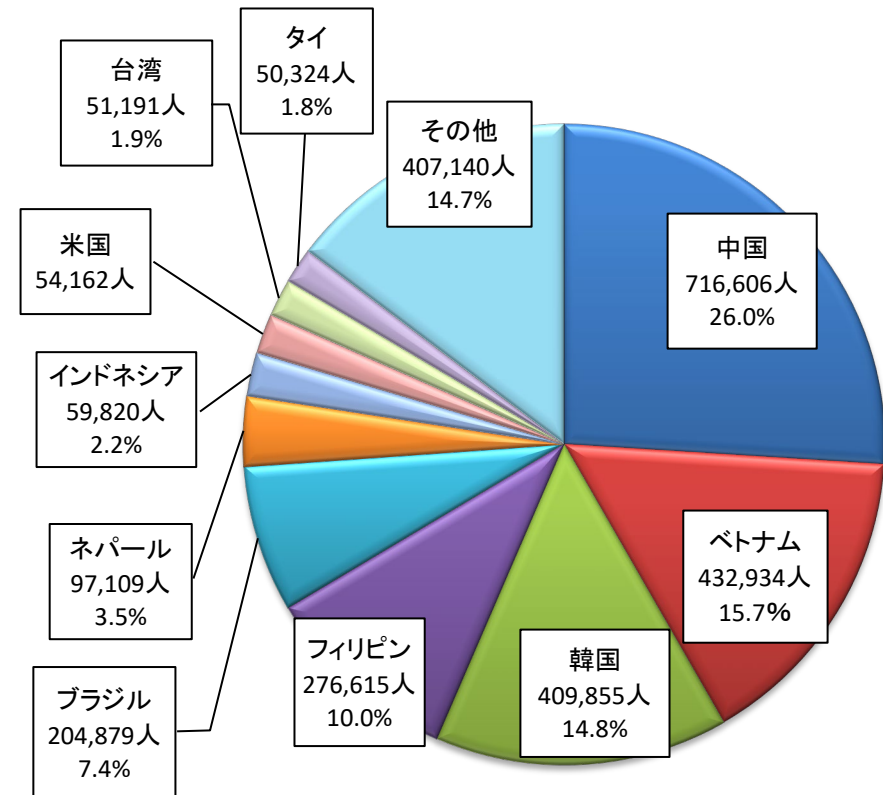
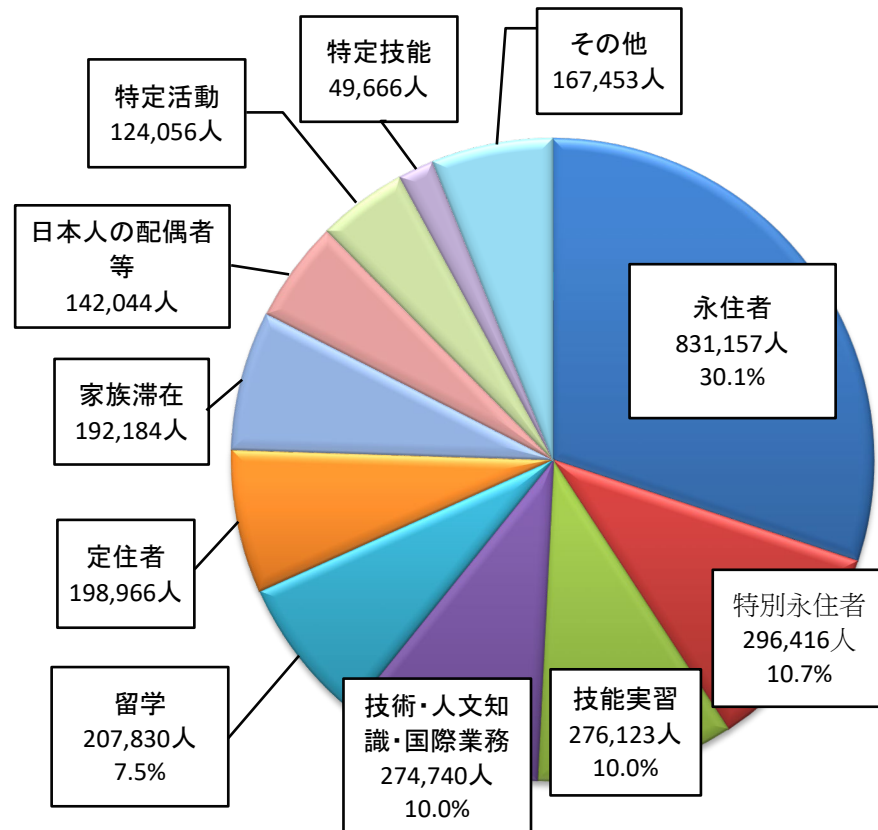
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳(出入国在留管理庁 作成資料)

- 留学生とともに、就労目的や技能実習で在留する者が増加 ※次頁データ参照
- 非漢字圏の出身者も増加。

在留資格別

在留外国人数（総数） 276万635人

国籍・地域別

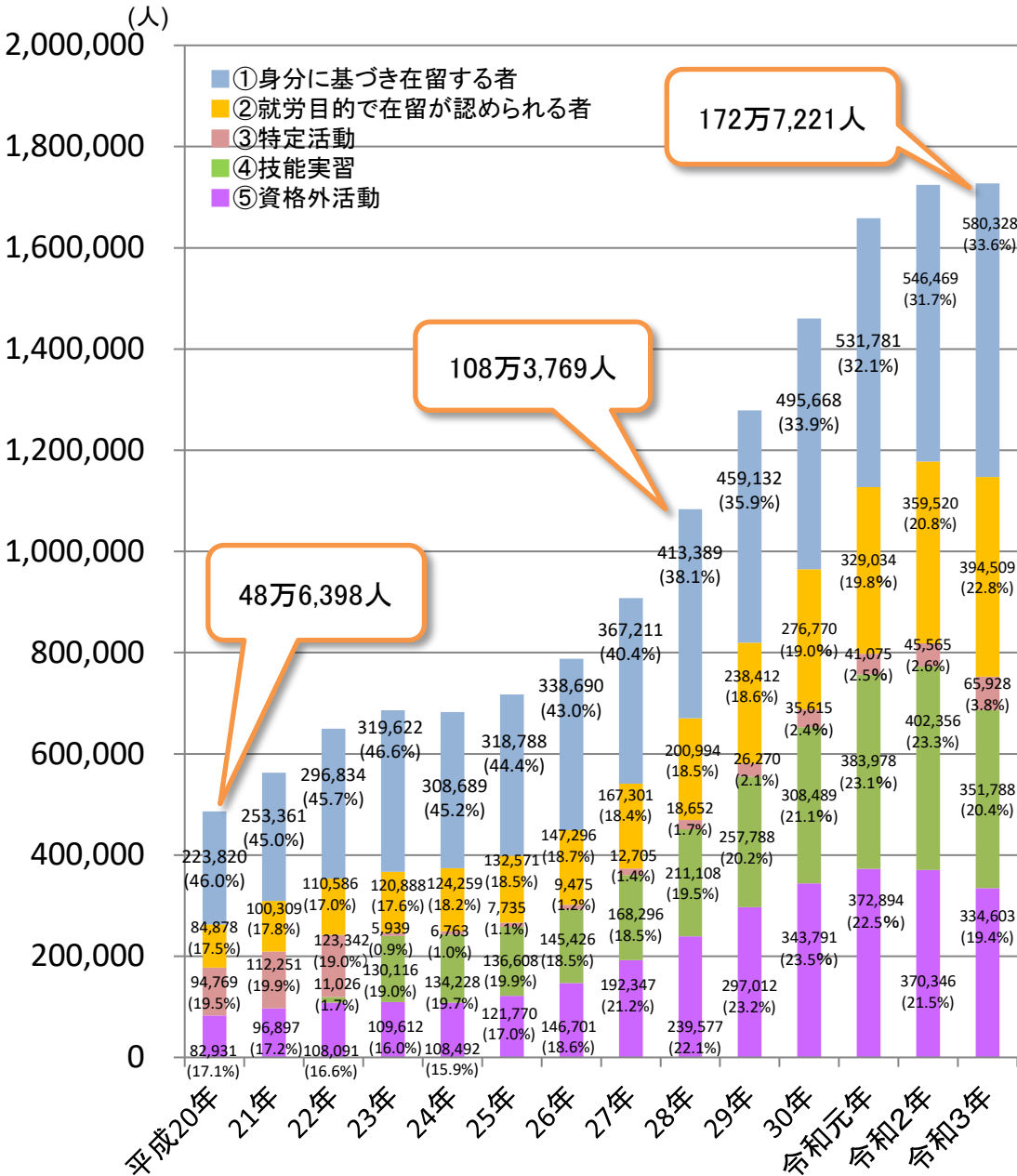


(備考) 令和3年12月末時点

(出所) 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」(2022年8月)

外国人労働者数の内訳

出入国在留管理庁 作成資料



①身分に基づき在留する者 約58.0万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約39.5万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約6.6万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

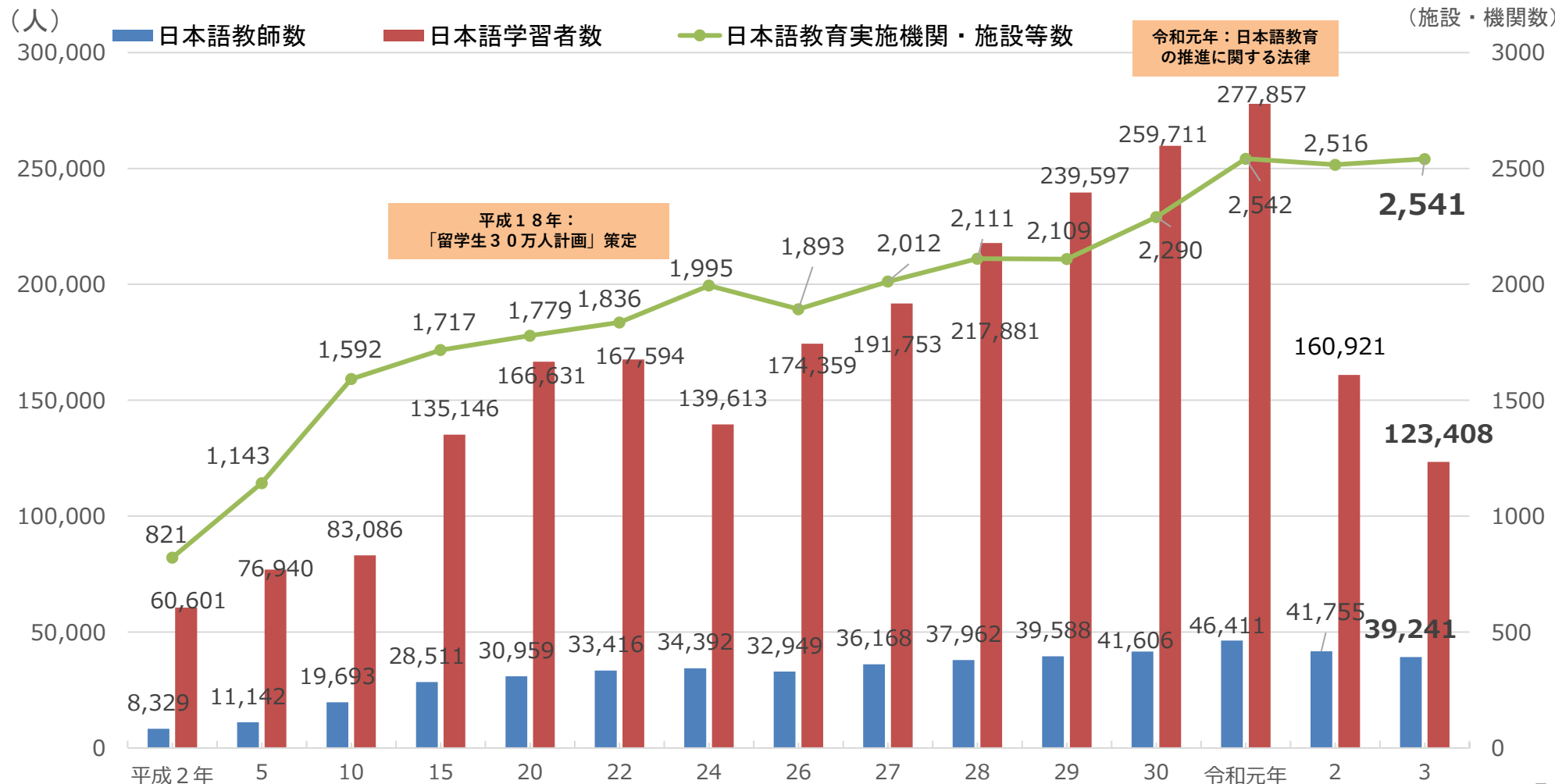
④技能実習 約35.2万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約33.5万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

日本語教育の学習者／機関／教師等

国内の日本語学習者数/教育機関・施設数/日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

主体別日本語教育実施機関数/教師数/学習者数の内訳（令和３年度）

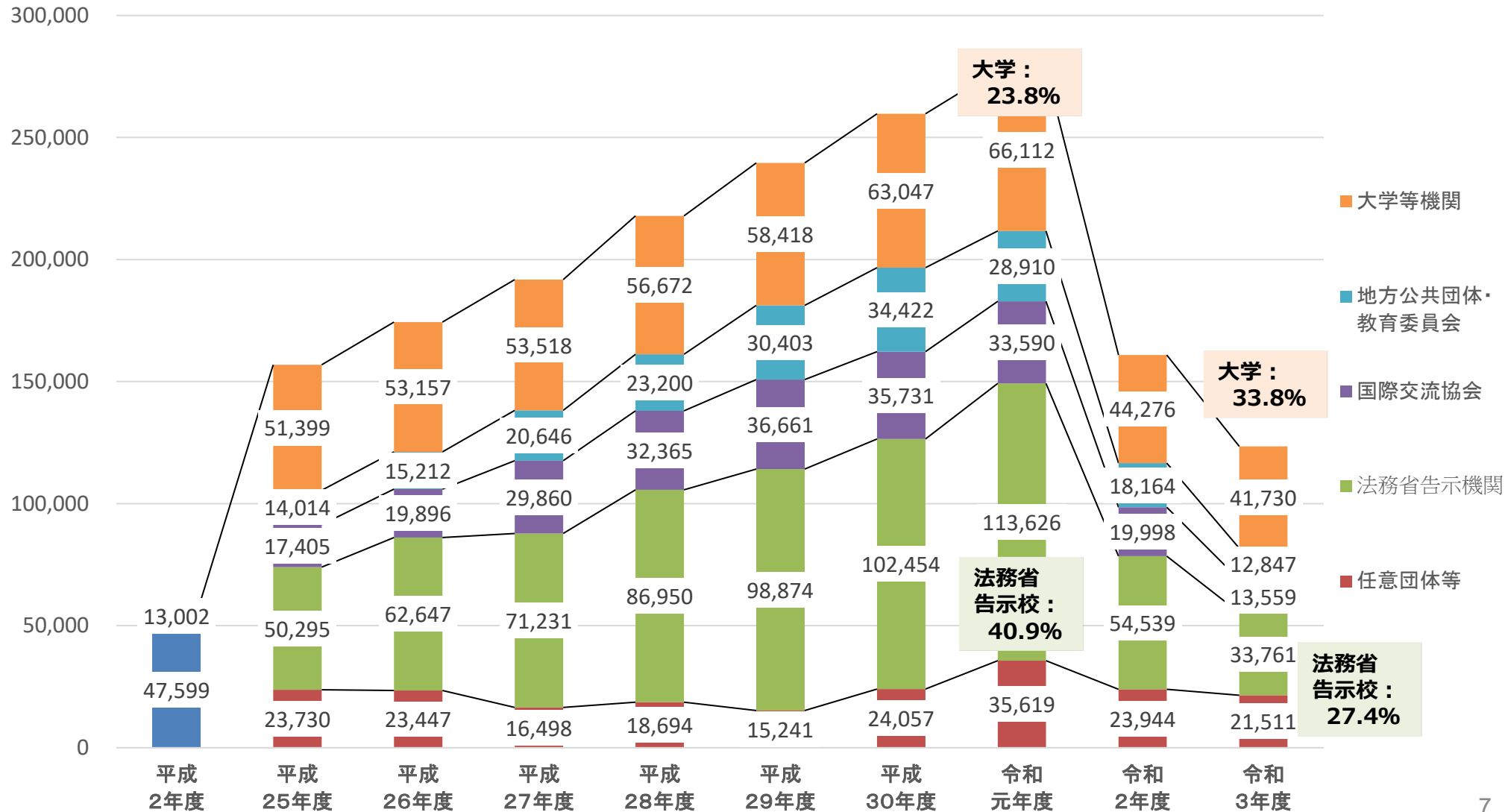
令和３年度日本語教育実態調査より抜粋。調査票を送付し、回答があった機関のみを集計しているため、全数ではないことに注意が必要。

	機関等数	教師等数	学習者数
法務省告示機関	661(26.0%)	11,198(28.5%)	33,761 (27.4%)
大学等機関	531(20.9%)	4,380(11.2%)	41,730 (33.8%)
国際交流協会	339(13.3%)	8,070(20.6%)	13,559 (11.0%)
地方公共団体	255(10.0%)	4,353(11.1%)	7,188 (5.8%)
教育委員会	185(7.3%)	2,351(6.0%)	5,659 (4.6%)
任意団体	414(16.3%)	5,049(12.9%)	9,335 (7.6%)
その他	156(6.1%)	3,840(9.7%)	12,176 (9.9%)
合計	2,541	39,241	123,408

・ボランティア 48.0%
・非常勤による者 36.3%
・常勤による者 15.7%

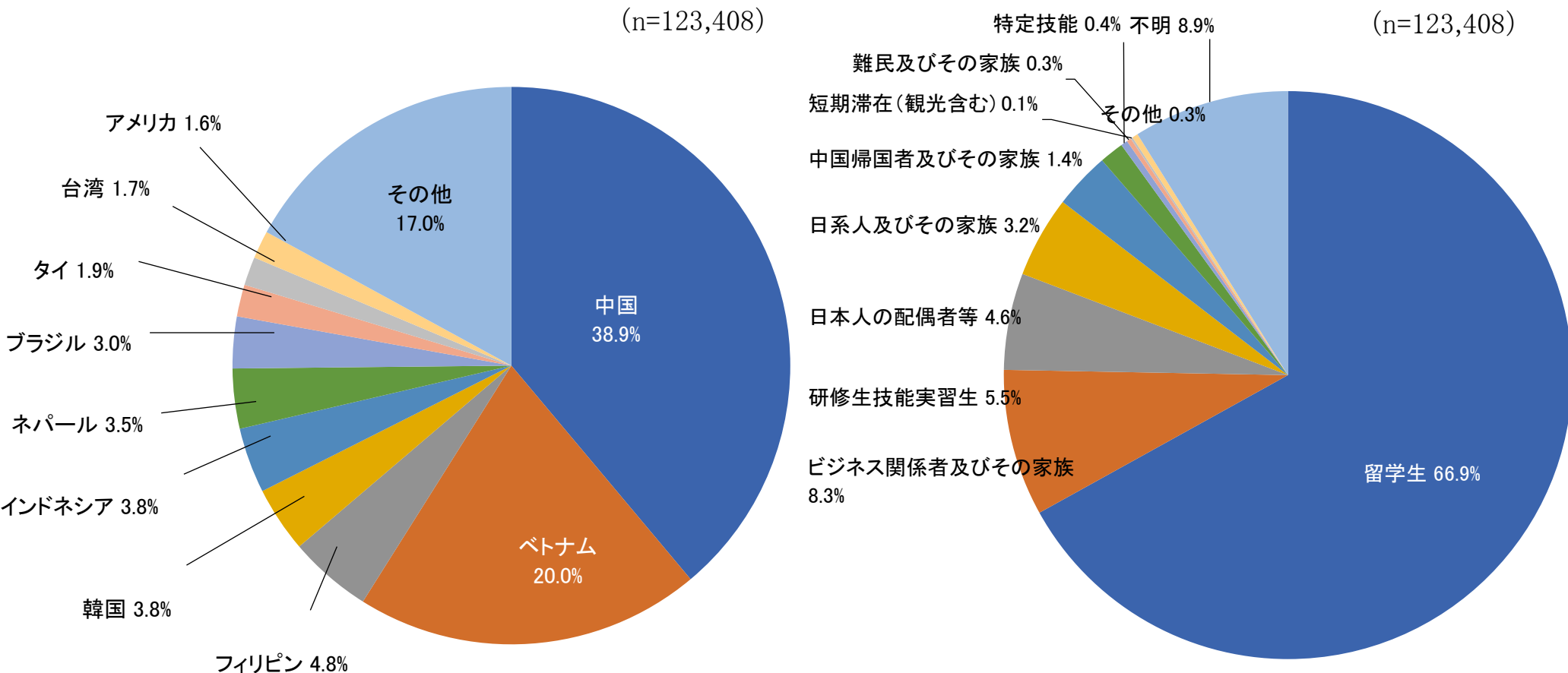
日本語学習者数の推移

○一貫して増加傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による制限により大幅に減少。令和3年度は、大学等33.8%、法務省告示校27.4%、地方公共団体等10.4%、国際交流協会11.0%、任意団体17.4%であった。



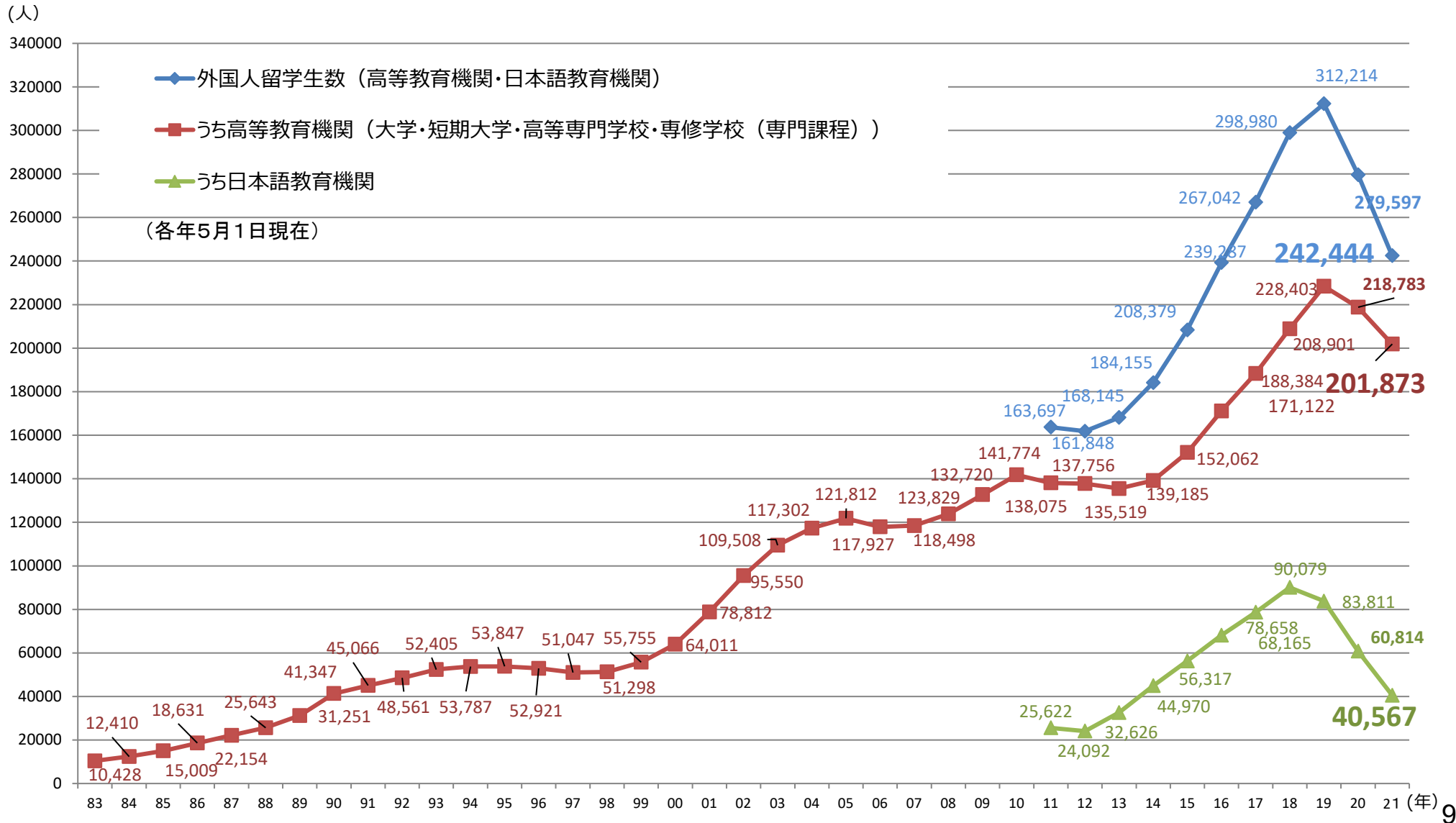
国内の日本語学習者数（国籍比率/属性）

- 約8割をアジア出身者が占めている。中国とベトナムで5割を超えている。
- 日本語学習者は留学生が67%、ビジネス関係者8.3%、技能実習生等5.5%。



我が国の外国人留学生数の推移

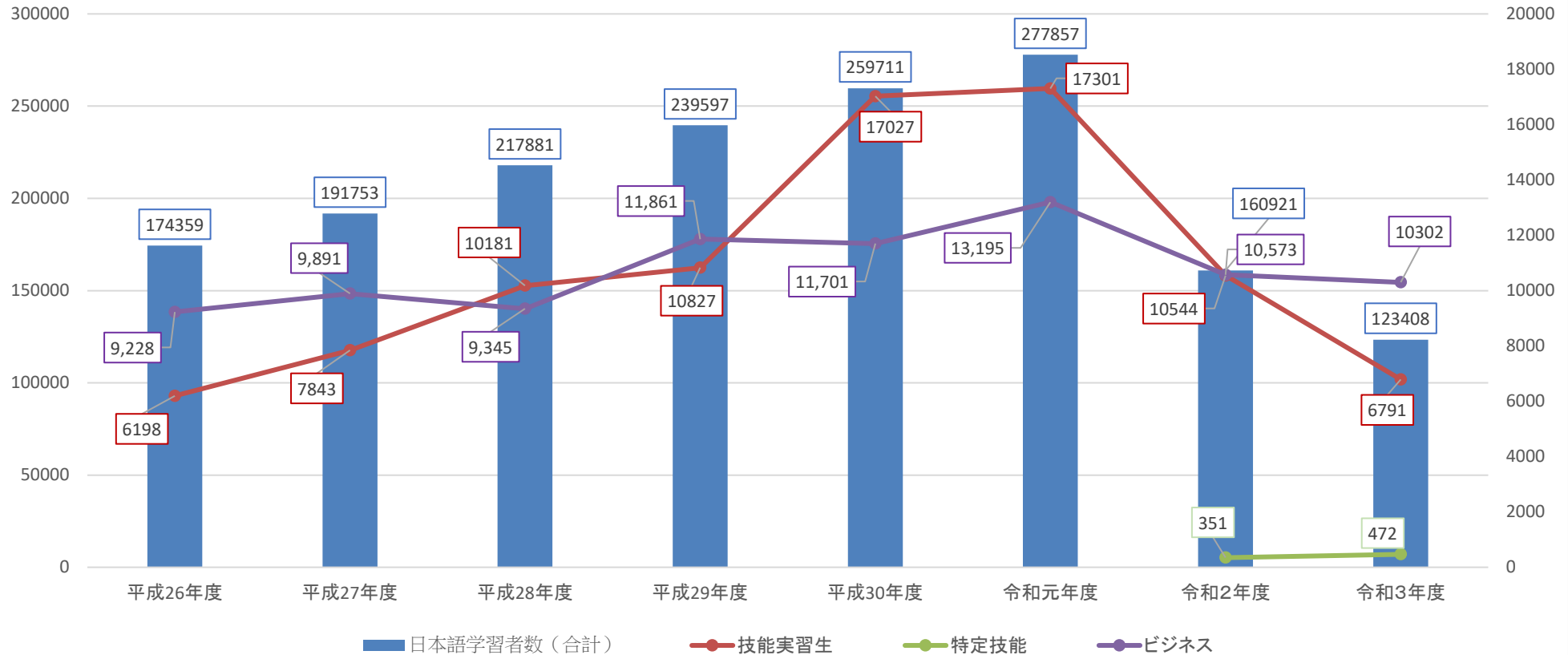
- 2019年(令和元年)に留学生数30万人を達成。
- 外国人留学生のうち約2割を日本語教育機関が占める。



機関別日本語学習者数（就労者）

○技能実習生等はコロナ前の令和元年までに約3倍近くまで増加。

日本語学習者数(就労者属性別)

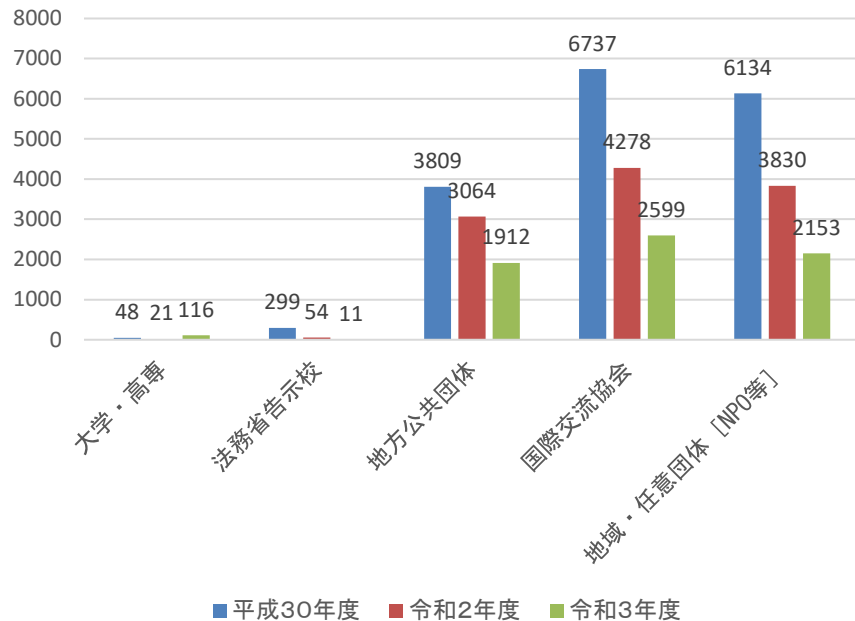


	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
日本語学習者数(合計)	174,359	191,753	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408
技能実習生	6,198	7,843	10,181	10,827	17,027	17,301	10,544	6,791
特定技能	-	-	-	-	-	-	351	472
ビジネス	9,228	9,891	9,345	11,861	11,701	13,195	10,573	10,302

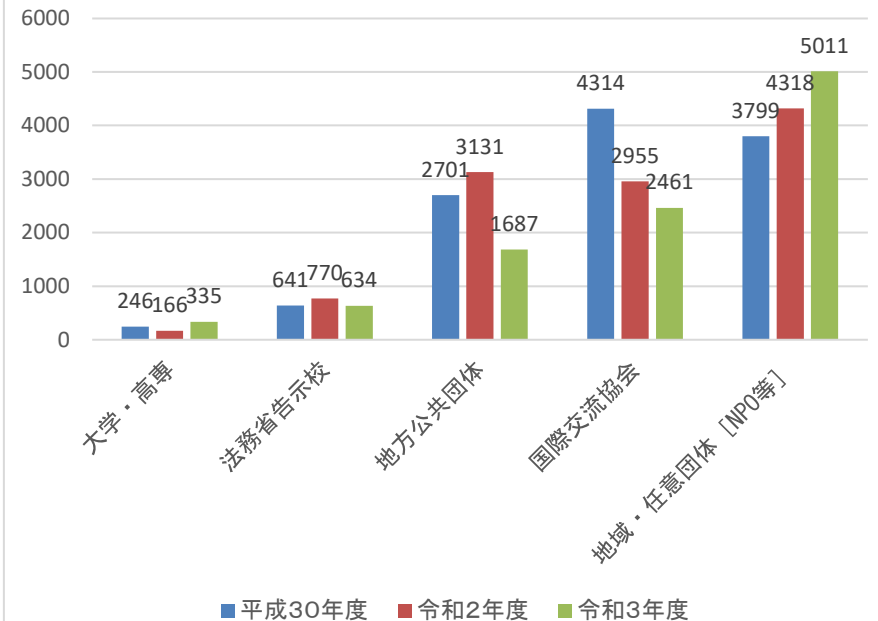
機関別日本語学習者数（就労者）

○技能実習生、ビジネス等学習者は自治体等の「地域日本語教室」で多くが学習

機関別日本語学習者数(技能実習生)



機関別日本語学習者数(ビジネス)



※カッコ内は機関数

	平成30年度	令和2年度	令和3年度
大学・高専	48(4)	21(3)	116(6)
法務省告示校	299(7)	54(10)	11(4)
地方公共団体	3809(172)	3064(178)	1912(131)
国際交流協会	6737(275)	4278(215)	2599(107)
地域・任意団体[NPO等]	6134(158)	3830(43)	2153(219)

※カッコ内は機関数

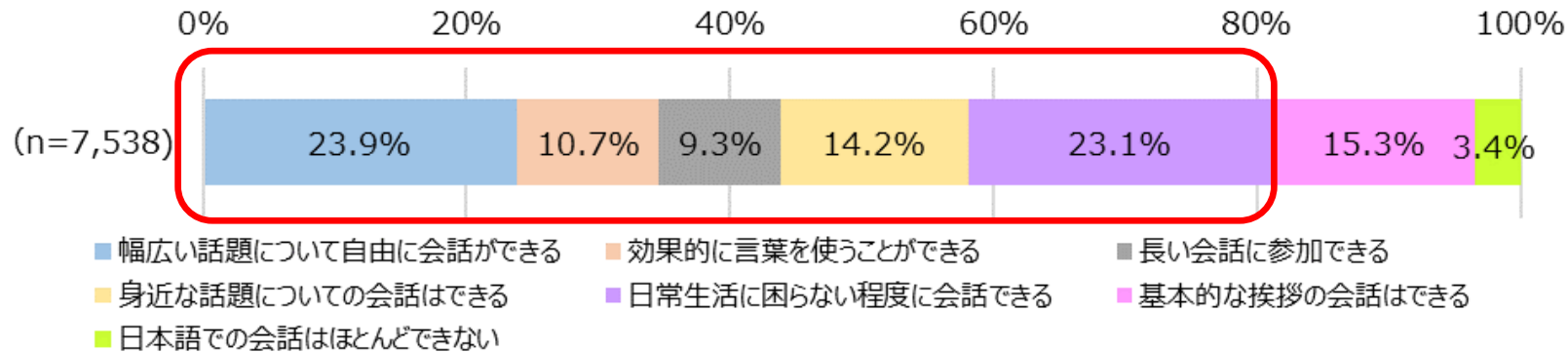
	平成30年度	令和2年度	令和3年度
大学・高専	246(33)	166(29)	335(28)
法務省告示校	641(114)	770(149)	634(153)
地方公共団体	2701(204)	3131(202)	1687(167)
国際交流協会	4314(254)	2955(209)	2461(194)
地域・任意団体[NPO等]	3799(200)	4318(465)	5011(327)

出典：文化庁「日本語教育実態調査」

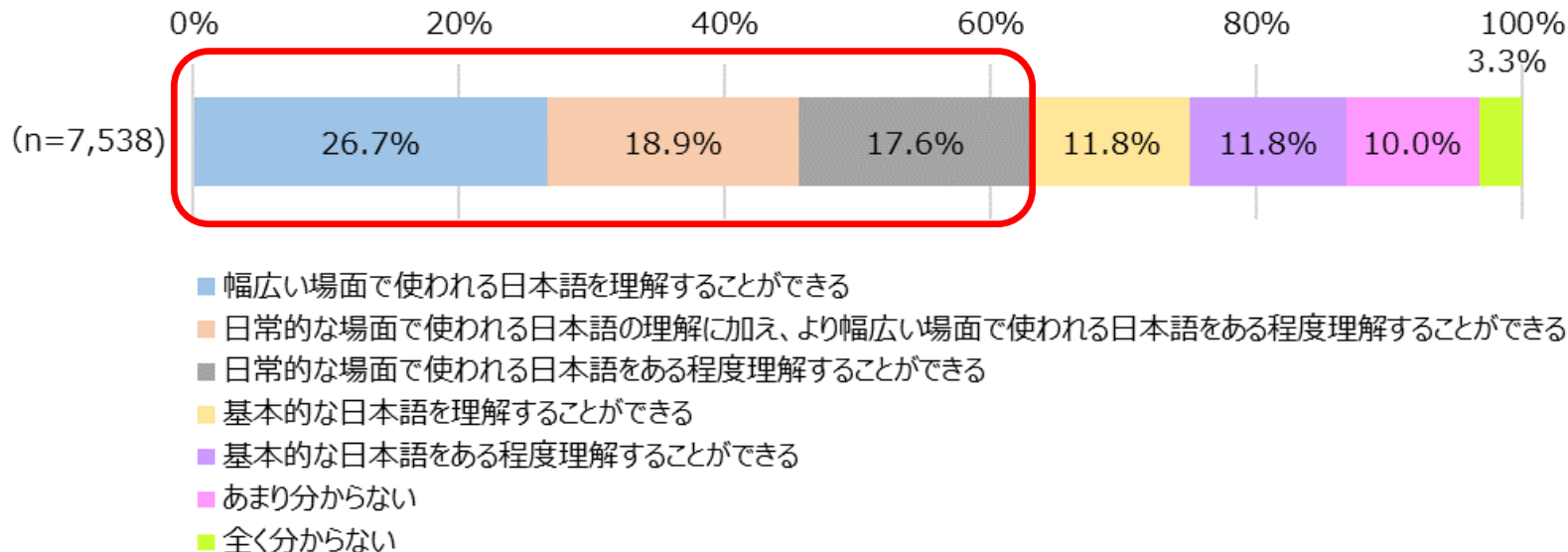
在留外国人の日本語能力(自己評価)

- 在留外国人の日本語能力について、「話す・聞く」については、「日常生活に困らない程度に会話できる」以上のレベルにある者は8割余りとなっている一方で、「読む」については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」以上のレベルにある者は6割余りに留まる。

○日本語能力(話す・聞く)(単一回答)



○日本語能力(読む)(単一回答)



※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

国籍・地域別の日本語能力(自己評価)

○ 在留外国人の国籍・地域別に日本語能力を見ると、「話す・聞く」「読む」いずれについても、いわゆる漢字圏の出身者と比較し、**近年増加傾向にある非漢字圏の出身者の能力が低い傾向**にある。

○【国籍・地域別】日本語能力(話す・聞く)(単一回答)

		幅広い話題について自由に会話ができる	効果的に言葉を使うことができる	長い会話に参加できる	身近な話題についての会話ができる	日常生活に困らない程度に会話ができる	基本的な挨拶の会話はできる	日本語での会話はほとんどできない	
全体	(n=7,538)	23.9	10.7	9.3	14.2	23.1	15.3	3.4	
中国	(n=2,266)	28.5	16.1	10.0	12.8	16.9	12.2	3.4	
ベトナム	(n=1,309)	9.0	6.0	6.5	22.1	32.5	22.2	1.8	
韓国	(n=465)	54.8	11.6	9.5	7.5	13.5	2.8	0.2	
フィリピン	(n=559)	16.1	5.2	8.6	16.3	34.5	15.6	3.8	
ブラジル	(n=903)	19.8	7.3	6.0	8.7	26.9	22.8	8.4	
ネパール	(n=190)	10.5	10.0	11.1	12.1	33.7	19.5	3.2	
インドネシア	(n=178)	12.9	13.5	13.5	20.8	25.3	12.4	1.7	
アメリカ合衆国	(n=209)	33.5	9.1	12.0	12.0	19.1	12.9	1.4	
台湾	(n=261)	45.2	16.9	10.3	12.6	12.6	1.9	0.4	
タイ	(n=97)	17.5	5.2	13.4	16.5	24.7	19.6	3.1	
その他	(n=1,101)	24.1	9.7	11.9	13.9	20.9	15.8	3.7	

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

○【国籍・地域別】日本語能力(読む)(単一回答)

		幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	基本的な日本語を理解することができる	基本的な日本語をある程度理解することができる	あまり分からない	全く分からない	
		26.7	18.9	17.6	11.8	11.8	10.0	3.3	
	45.5	23.7	12.3	4.9	6.4	5.9	1.4		
	5.7	16.8	29.0	24.6	17.4	4.6	1.8		
	60.6	20.2	10.3	2.4	4.5	1.7	0.2		
	10.2	10.9	20.8	17.5	21.6	15.6	3.4		
	11.5	9.1	14.1	14.0	13.5	28.3	9.5		
	6.3	30.0	26.8	7.4	14.2	12.1	3.2		
	7.3	18.5	23.0	26.4	15.7	7.9	1.1		
	27.8	15.8	22.0	10.5	13.4	7.2	3.3		
	55.2	30.3	9.6	3.1	1.1	0.8	-		
	11.3	11.3	18.6	13.4	16.5	21.6	7.2		
	20.3	19.8	17.9	10.6	13.4	12.3	5.7		

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

在留資格別の日本語能力(自己評価)

○ 在留外国人の在留資格別に日本語能力を見ると、「話す・聞く」について、「技能実習」「家族滞在」「永住者の配偶者等」で低い傾向があり、「読む」については、「技能実習」「定住者」「永住者の配偶者等」で低い傾向にある。

○【在留資格別】日本語能力(話す・聞く)(単一回答)

		幅広い話題について自由に会話ができる	効果的に言葉を使うことができる	長い会話に参加できる	身近な話題についての会話ができる	日常生活に困らない程度に会話ができる	基本的な挨拶の会話はできる	日本語での会話はほとんどできない
全体	(n=7,538)	23.9	10.7	9.3	14.2	23.1	15.3	3.4
永住者	(n=2,311)	39.2	11.0	9.5	9.3	19.8	8.7	2.4
技能実習	(n=965)	3.1	4.1	3.5	21.0	33.3	31.3	3.6
技術・人文知識・国際業務	(n=1,150)	29.4	17.0	14.6	14.4	16.6	6.3	1.6
留学	(n=848)	15.4	15.4	12.5	22.3	22.9	10.8	0.6
定住者	(n=587)	19.6	6.6	7.0	9.5	25.7	23.7	7.8
家族滞在	(n=504)	9.3	7.3	5.0	14.9	26.6	30.2	6.7
日本人の配偶者等	(n=534)	25.3	9.2	10.7	13.5	26.6	12.4	2.4
特定活動	(n=185)	11.9	8.6	8.6	14.6	31.4	17.3	7.6
永住者の配偶者等	(n=154)	10.4	9.7	5.2	11.7	24.7	26.6	11.7
その他の在留資格	(n=300)	20.0	10.7	8.0	16.0	19.3	20.0	6.0

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

○【在留資格別】日本語能力(読む)(単一回答)

	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	基本的な日本語を理解することができる	基本的な日本語をある程度理解することができる	あまり分らない	全く分らない
全体	26.7	18.9	17.6	11.8	11.8	10.0	3.3
永住者	37.1	17.7	14.9	8.0	8.8	10.6	2.9
技能実習	0.9	4.6	23.1	30.8	29.2	9.4	2.0
技術・人文知識・国際業務	41.9	29.0	13.3	6.8	5.0	2.4	1.6
留学	33.1	36.2	20.4	5.3	2.4	1.9	0.7
定住者	14.1	12.8	15.8	11.8	12.9	25.4	7.2
家族滞在	12.5	15.5	21.8	12.7	17.1	13.9	6.5
日本人の配偶者等	22.3	16.9	19.9	13.1	13.5	10.7	3.7
特定活動	9.2	13.5	24.3	21.1	14.6	10.3	7.0
永住者の配偶者等	9.7	14.9	17.5	9.7	17.5	22.1	8.4
その他の在留資格	27.3	13.0	18.0	9.3	12.3	15.0	5.0

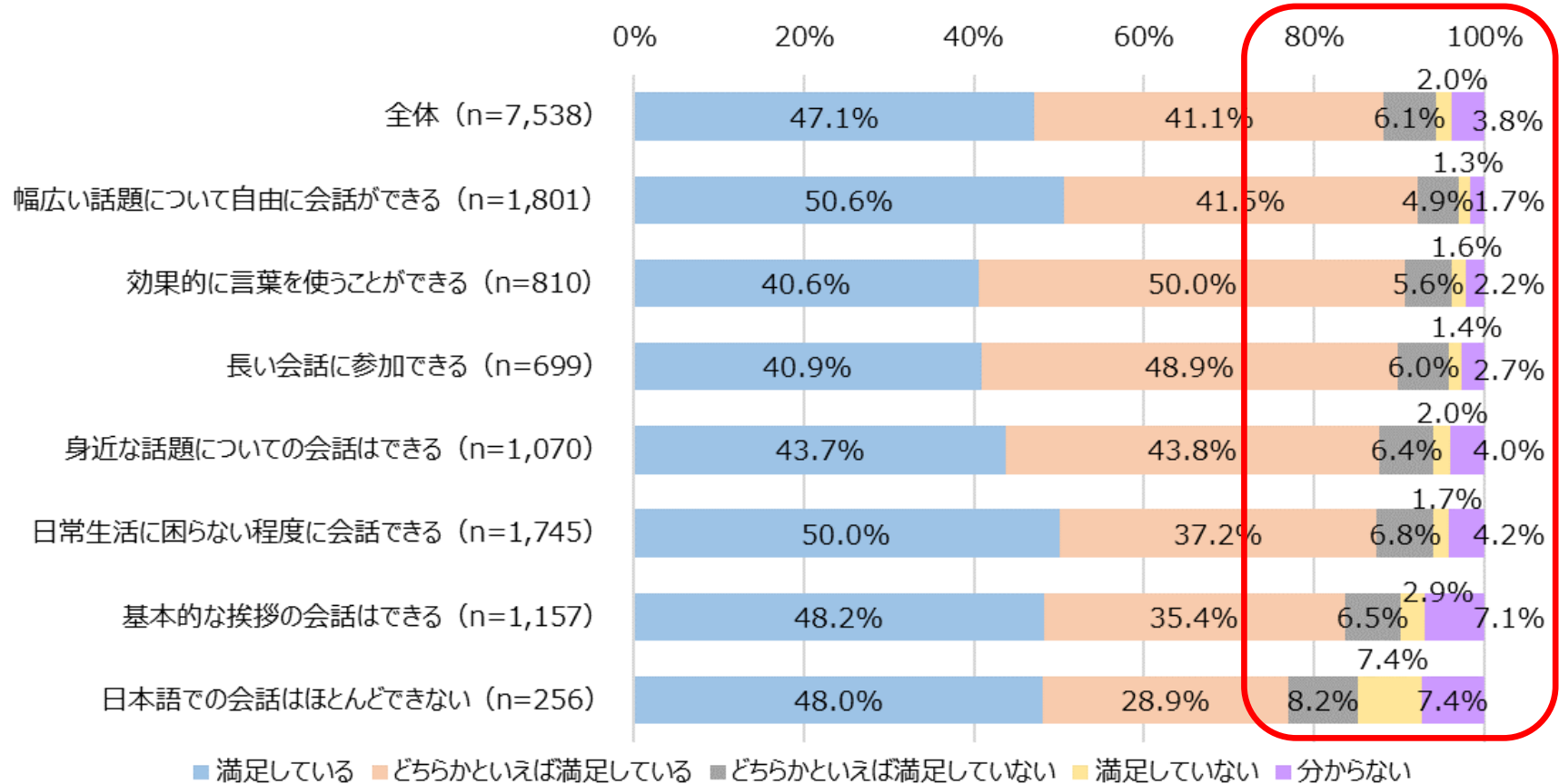
注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)
※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語能力と生活環境全般の満足度

○ 日本語能力が低い者ほど、生活環境全般の満足度について、「どちらかといえば満足していない」や「満足していない」と回答する在留外国人の割合が高くなる傾向にある。

○【日本語能力別(話す・聞く)】生活環境全般の満足度(単一回答)



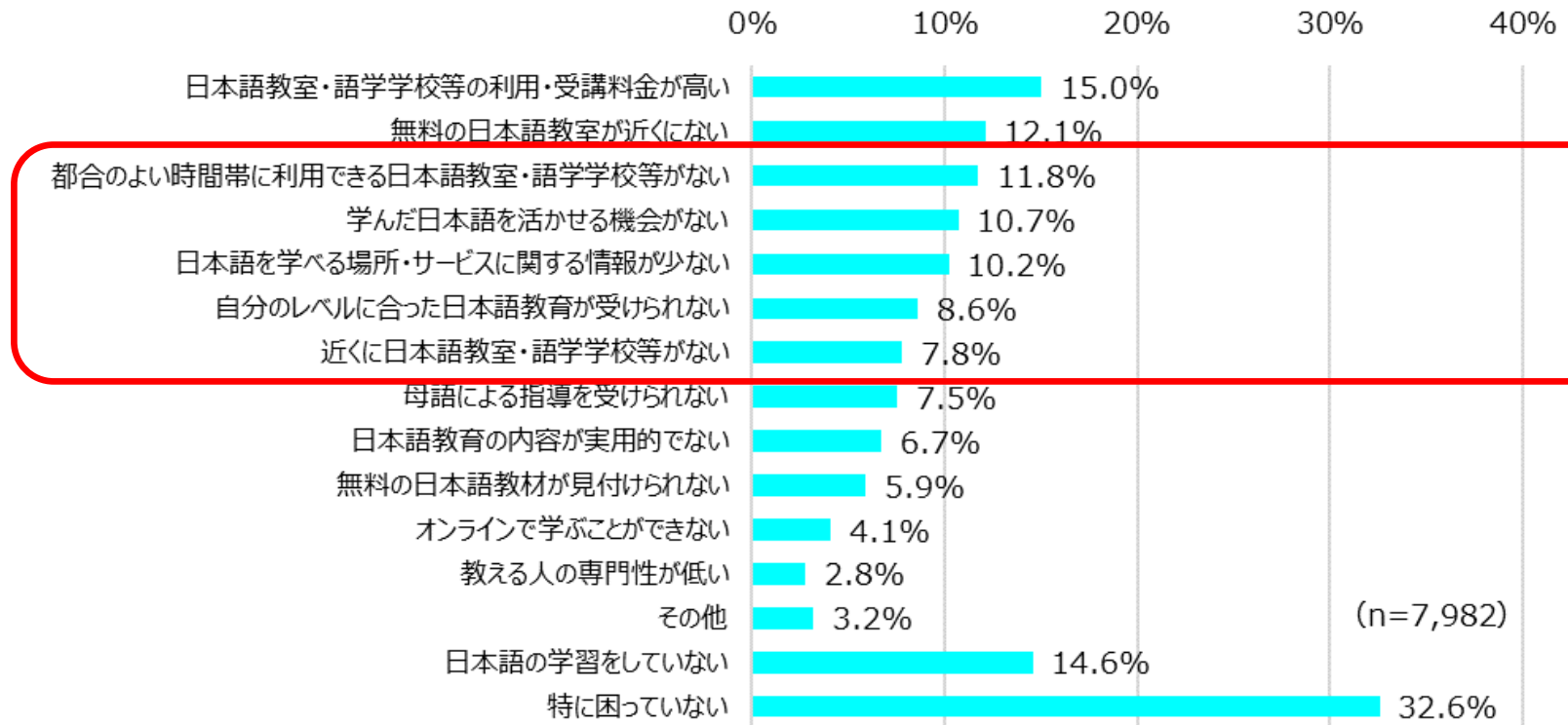
※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語学習において感じている困難①

- 日本語教育に関する経済的な問題を除くと、都合のよい時間帯に利用できる日本語教室等がないこと、日本語教育に関する情報が少ないこと、自分のレベルに合った日本語教育が受けられないこと、近くに日本語教育機関がないことといった、**日本語教育へのアクセスに関する課題を、多くの在留外国人が回答**している。

○日本語学習における困りごと(複数回答)



※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語学習において感じている困難②

- 日本語能力が下がるにつれて、日本語教育機関へのアクセスに困難を感じている在留外国人の割合が高くなる傾向にある。
- **日本語能力の低い在留外国人ほど日本語学習に困難を感じ、日本語の学習をしていない者の割合が高くなる傾向**にある。

【日本語能力別（話す・聞く）】日本語学習における困りごと（複数回答）

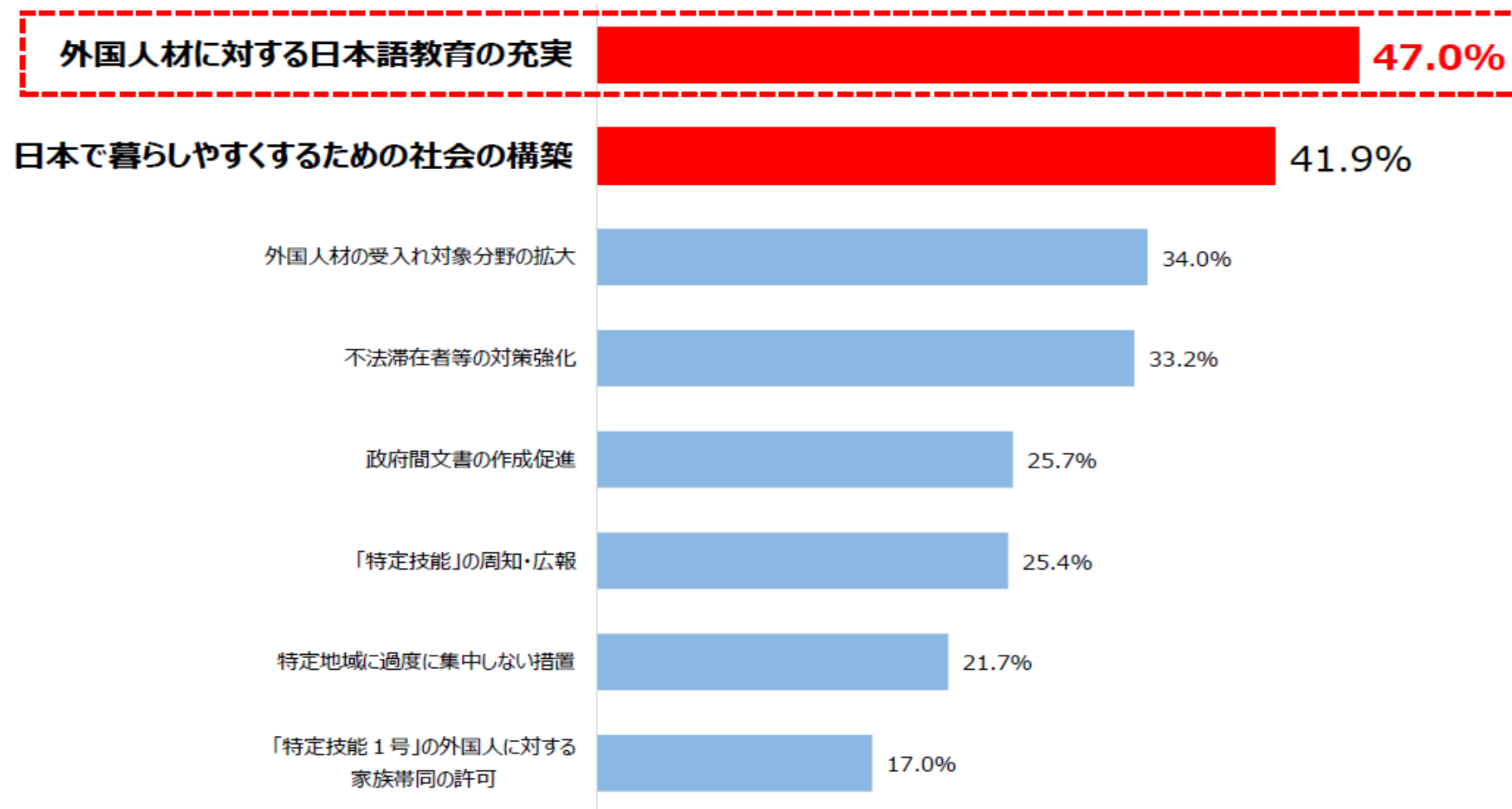
		自分のレベルに合った日本語教育が受けられない	母語による指導を受けられない	日本語教育の内容が実用的でない	日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い	近くに日本語教室・語学学校等がない	都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない	日本語を学ぶ場所・サービスに関する情報が少ない	学んだ日本語を活かせる機会がない	教える人の専門性が低い	無料の日本語教室が近くにない	無料の日本語教材が見つけられない	オンラインで学ぶことができない	その他	特に困っていない	日本語の学習をしていない
全体	(n=7,538)	9.1	8.0	7.1	15.9	8.2	12.4	10.8	11.3	2.9	12.8	6.2	4.3	3.1	34.5	15.4
幅広い話題について自由に会話ができる	(n=1,801)	6.7	4.1	6.5	11.9	4.4	4.9	6.2	5.7	2.1	6.4	2.9	2.4	2.1	52.9	12.4
効果的に言葉を使うことができる	(n=810)	8.3	7.7	8.8	14.6	5.8	8.3	10.9	15.4	3.7	8.1	4.1	2.2	2.0	37.3	11.2
長い会話に参加できる	(n=699)	8.6	10.0	9.0	21.9	7.7	13.0	12.4	14.2	4.1	12.3	5.4	4.0	2.0	28.5	11.0
身近な話題についての会話はできる	(n=1,070)	10.0	8.5	9.2	19.6	9.8	14.9	12.5	14.5	3.1	12.9	6.4	4.4	3.1	23.9	12.2
日常生活に困らない程度に会話できる	(n=1,745)	10.2	9.3	5.9	17.0	11.3	16.4	13.1	13.0	2.9	17.1	8.1	5.3	2.9	21.8	13.9
基本的な挨拶の会話はできる	(n=1,157)	11.4	9.6	6.0	15.0	10.1	16.9	12.2	10.9	2.9	18.2	9.5	6.4	4.1	12.8	23.2
日本語での会話はほとんどできない	(n=256)	5.1	7.8	4.7	10.2	5.1	15.2	7.4	5.1	2.0	16.0	7.4	8.6	3.9	9.0	36.3

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)
※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

特定技能が円滑に機能するために、政府が実施すべき取組や支援策

○特定技能が円滑に機能するために政府が実施すべき取組等は、「外国人材に対する日本語教育の充実」が最も多く、47.0%となり、約半数の企業が日本語教育の取組・支援を希望している。次いで「日本で暮らしやすくするための社会の構築」（41.9%）が続く。



日本語教育参照枠（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**（令和2年6月23日 閣議決定）
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）

言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度（日本語参照枠）
日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状： 全体約2500機関：学習約16万人

* ボランティアによる日本語教室含む(R2文化庁調べ)

機関数の割合

- ・法務省告示校23.9%
- ・大学等21.3%・国際交流協会14.2%
- ・地方公共団体10.1%
- ・教育委員会6.7%
- ・任意団体18.8%

学習者数の割合

- ・法務省告示校33.9%
- ・大学等27.5%
- ・国際交流協会12.2%
- ・地方公共団体7.3%
- ・教育委員会4%
- ・任意団体等21.4%

現状 818施設（入管庁調べ）

- 進学：72.4%
（大学25%・大学院10%、
専門学校60%）
- 就職7.2%
- 帰国17.4%

熟達した言語使用者

C2

C1

自立した言語使用者

B2

B1

基礎段階の言語使用者

A2

A1

高度専門人材

大学

大学別科

現状

- 入学時B2以上

現状

- 国内外でA2レベル

特定技能

法務省告示校

現状

- 入学時A1相当
/卒業時B2レベル
（N2/留試200点）
最長2年(0.5/1/1.5年コース)
380～1,520時間以上

現状

- 管理団体等による
100時間の日本語
を含む講習

技能実習

・管理団体
3,300

地域日本語教室

(参考) 日本語能力試験 (概要)

※公益財団法人日本国際教育支援協会資料に基づき文化庁作成

実施主体

公益財団法人日本国際教育支援協会（国内）、独立行政法人国際交流基金（海外）

対 象

日本語を母語としない者

目 的

日本国内及び海外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定する。 ※昭和59年より実施

試験実施

年 2 回（7月, 12月）、全国47都道府県

受験料

6,500円(税込)

受験実績

(令和3年度第1回／国内)

レベル	N1	N2	N3	N4	N5	合計
応募者数	52,017	66,567	61,220	32,975	3,432	216,211
受験者数	44,851	59,476	56,230	30,060	3,009	193,626
認定者数	13,401	20,584	24,655	14,522	1,990	75,152
認定率	29.9%	34.6%	43.8%	48.3%	66.1%	38.8%

試験内容

難 ↑
↓ 易

レベル	試験科目<試験時間>		
N1	言語知識（文字・語彙・文法）・読解 <110分>		聴解 <60分>
N2	言語知識（文字・語彙・文法）・読解 <105分>		聴解 <50分>
N3	言語知識（文字・語彙）<30分>	言語知識（文法）・読解 <70分>	聴解 <40分>
N4	言語知識（文字・語彙）<25分>	言語知識（文法）・読解 <55分>	聴解 <35分>
N5	言語知識（文字・語彙）<20分>	言語知識（文法）・読解 <40分>	聴解 <30分>

	認定の目安	Can-Doの例*
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる 【読む】幅広い話題について書かれた、新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや 詳細な表現意図を理解することができる。 【聞く】幅広い場面において、自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。	・ 論説記事（例：新聞の社説など）を読んで、主張・意見 や論理展開が理解できる。 ・ 関心ある話題の議論や討論に参加して、意見を論理的に述べる ことができる。
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い 場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる 【読む】幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。 【聞く】日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。	・ 身近で日常的な話題についての新聞や雑誌の記事を読んで、内容が理解できる。 ・ 最近読んだ本や見た映画の だいたいストーリーを 書くことができる。
N3	日常的な場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる 【読む】日常的话题について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。 【聞く】日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある 会話を聞いて、話の具体的な内容を、登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。	・ 短い物語を読んで、だいたいのストーリーが理解できる ・ 店で買いたいものについて質問したり、希望や条件を 説明したりすることができる
N4	基本的な日本語を、理解することができる 【読む】基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。 【聞く】日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。	・ 身近で日常的な話題（例：趣味、食べ物、週末の予定）についての会話がだいたい理解できる。
N5	基本的な日本語を、ある程度理解することができる 【読む】ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。 【聞く】教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。	・ 日常的なあいさつと、その後の短いやりとりができる（例：「いい天気ですね」など）

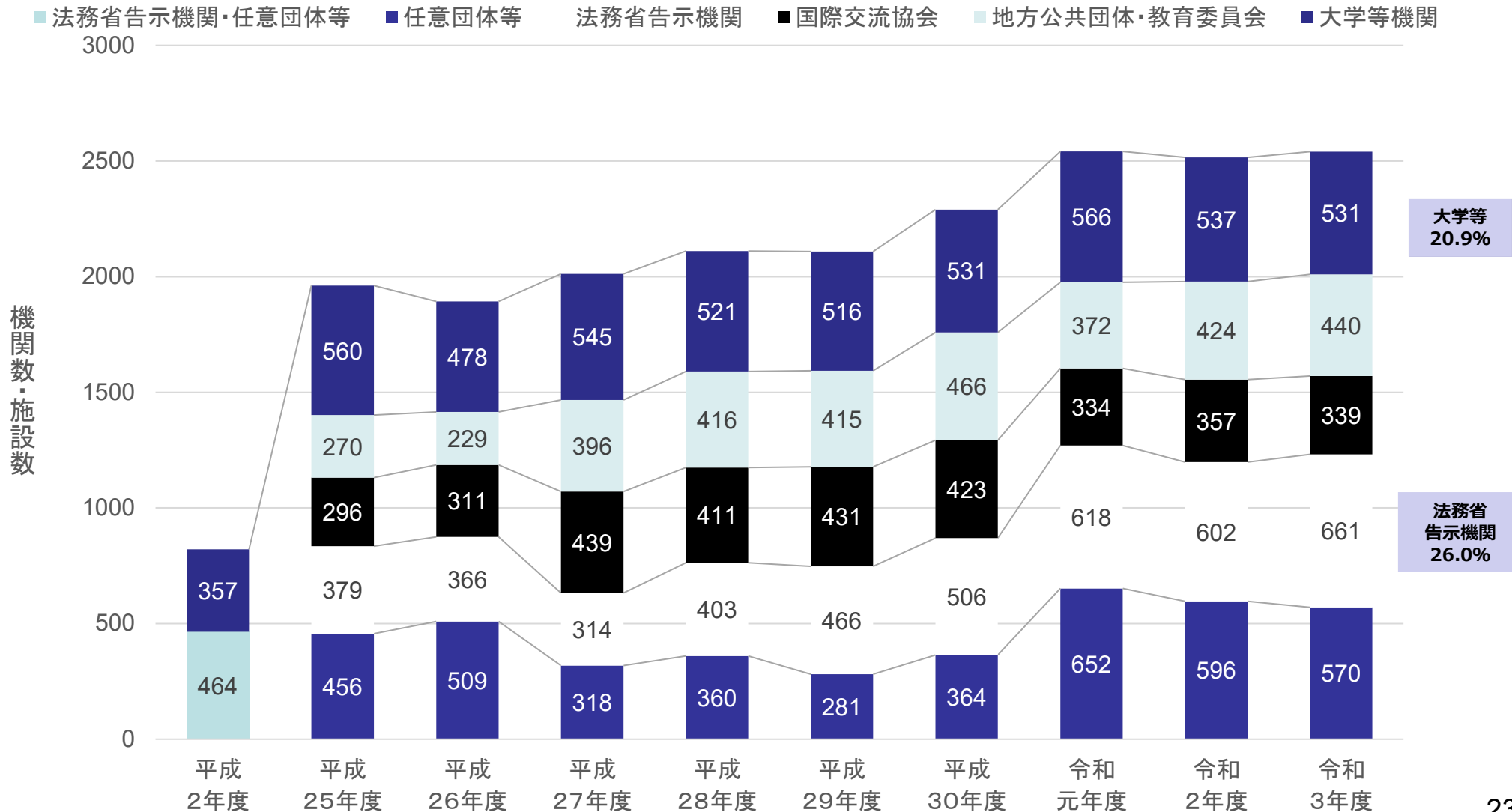
<日本語能力試験の活用例>

- ・ 専修学校又は各種学校において「留学」の在留資格で教育を受けるに足る日本語能力【N1又はN2程度】
- ・ 日本出入国管理上の優遇制度でのポイント付与 【N1及びN2】
- ・ E P Aに基づく看護師・介護福祉士の来日候補者選定：ベトナム【N3以上】、フィリピン【N4程度又はN5】、インドネシア【N4程度】
- ・ 在留資格の日本語能力：日本語学校、一部大学別科「留学」【N5レベル】、「特定技能」【N4以上】
- ・ 厚生労働省所管の国家試験（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の受験資格認定【N1】
- ・ 中学校卒業程度認定試験における国語の試験免除【N1又はN2】
- ・ 日本の民間企業では、現地等での採用、昇格等条件として自主的に日本語能力試験合格を条件としている場合がある。

*「日本語能力試験 合格者と専門家の評価による レベル別Can-do リスト－わたしが日本語でできること－」（国際交流基金・公益財団法人日本国際教育支援協会）より一部抜粋

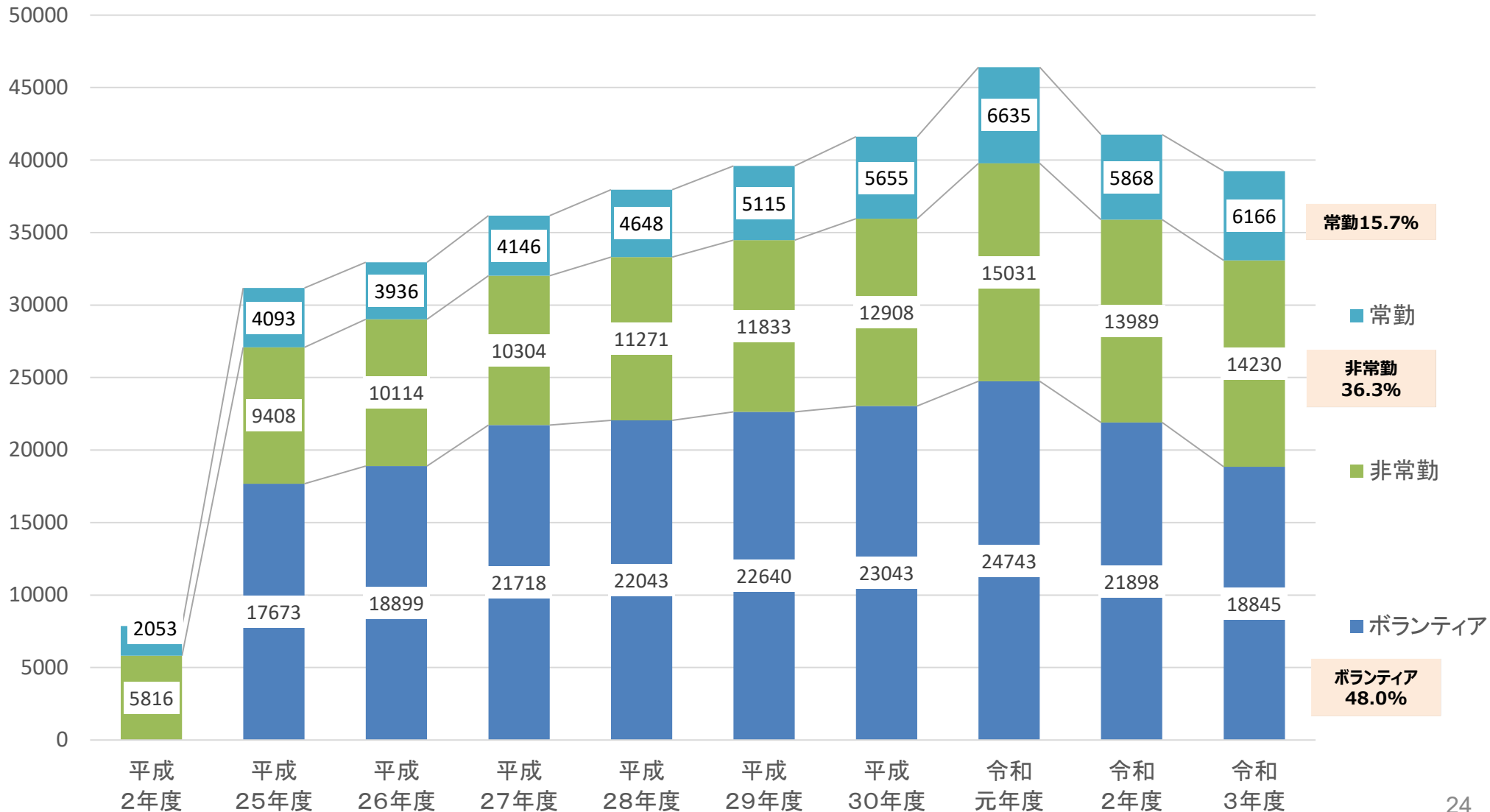
日本語教育機関・施設等数の推移

○令和3年度は、大学等20.9%、法務省告示機関26.0%、地方公共団体等17.3%、国際交流協会13.3%、任意団体22.4%。



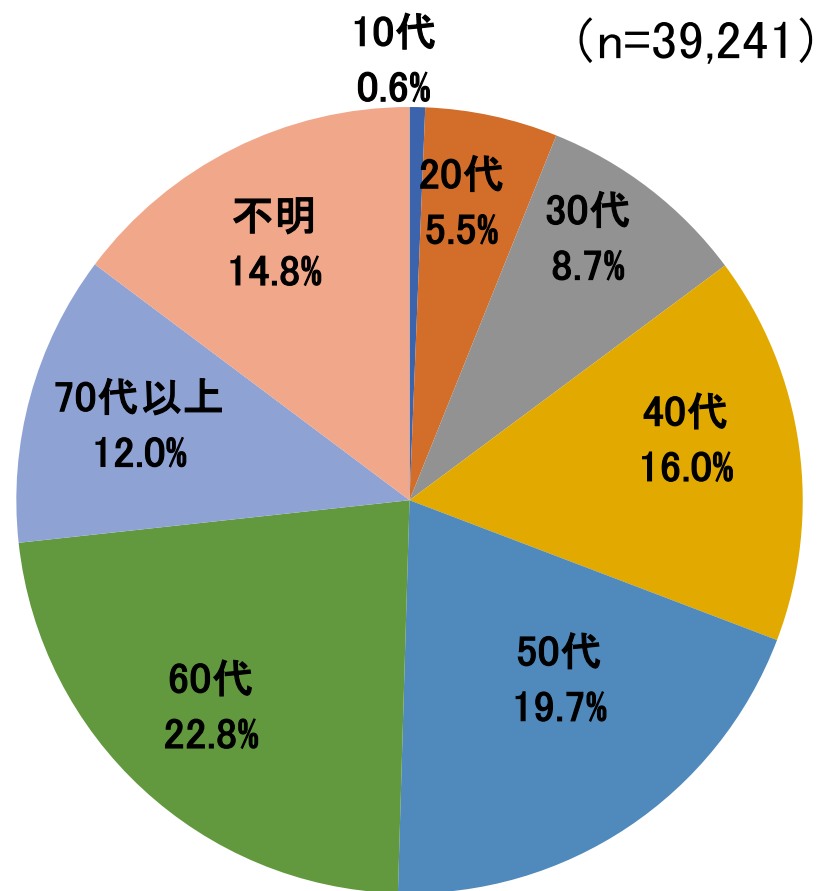
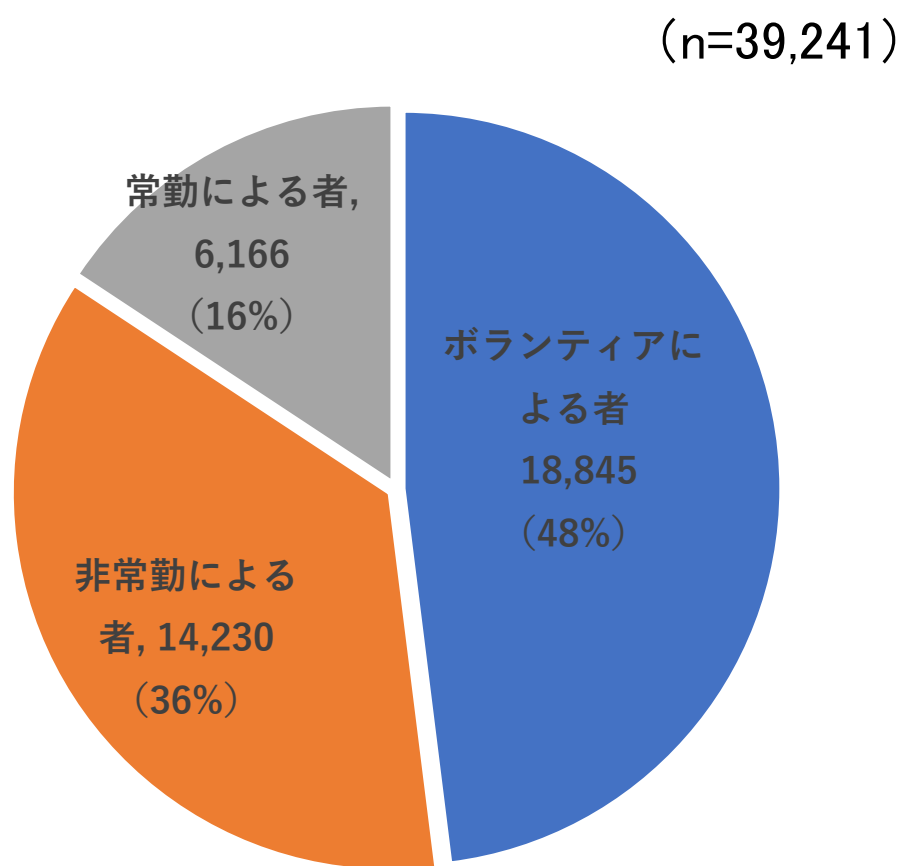
日本語教師等数の推移

○過去9年間に於いてボランティアによる者が全体の5割から6割で推移。
令和3年度は、ボランティア48.0%、非常勤による者36.3%、常勤による者15.7%。



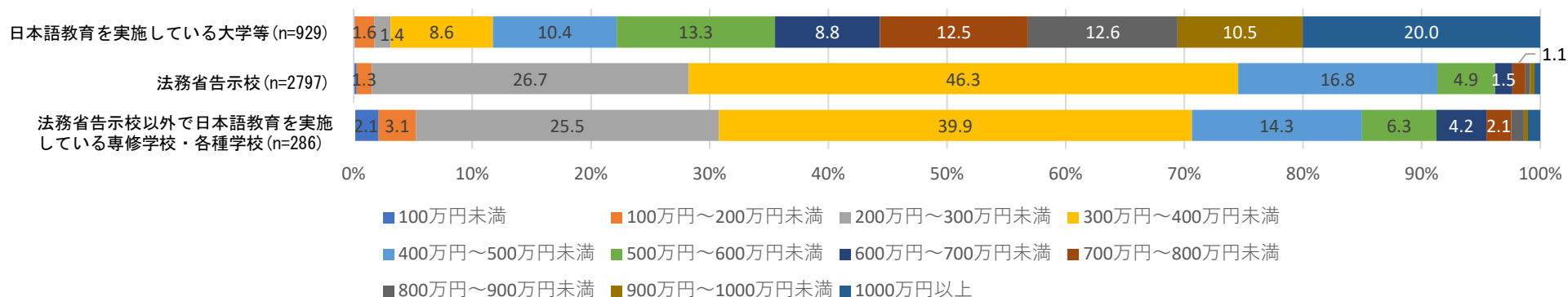
国内の日本語教師等の状況

- 約 5 割をボランティアが占め、非常勤が 3 割、常勤は 1 割強となっている
- 年齢の内訳では、50代以上が約 5 割を占め、20代は約 5 %である



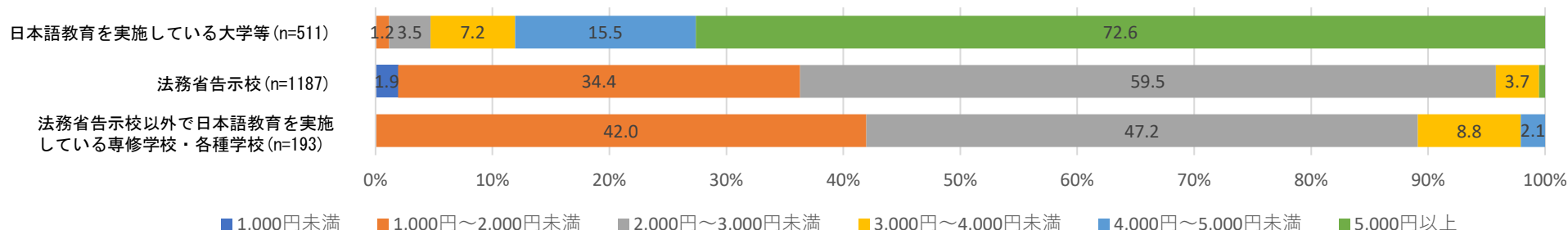
(参考) 日本語教師の処遇について

【常勤】＜年収分布＞

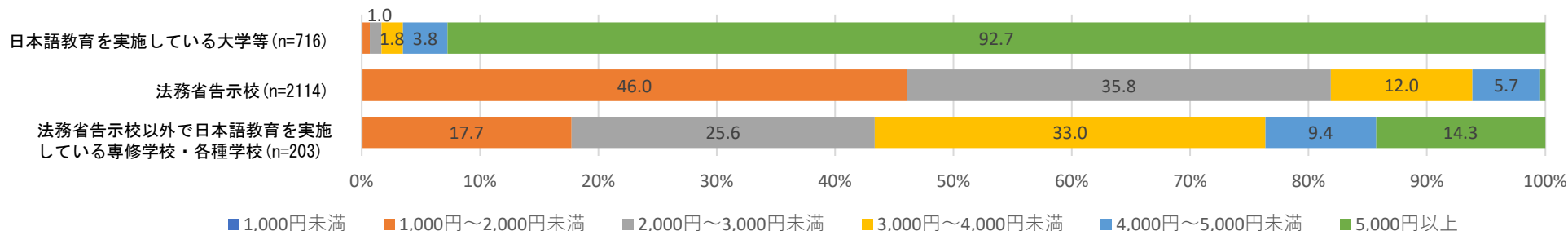


【非常勤】

＜「時給制」と回答した機関の日本語教師の1時間当たり単価＞



＜「授業コマ数」と回答した機関の日本語教師の1コマ当たり単価＞

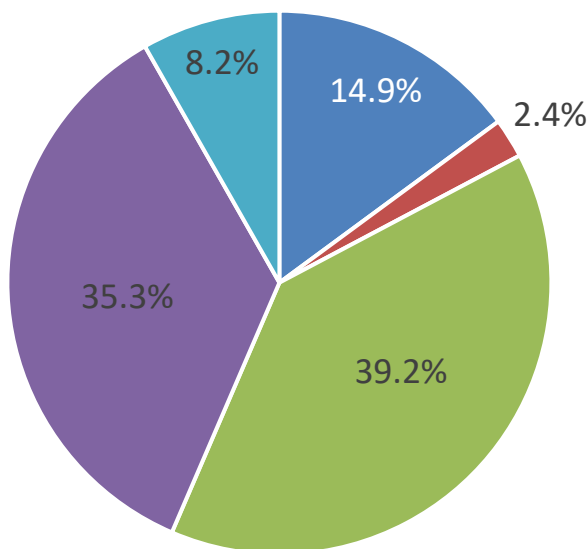


※回答があった機関に在籍する職員の年収を集計したもの
 ※1%未満の回答については、グラフ上のデータラベルを削除

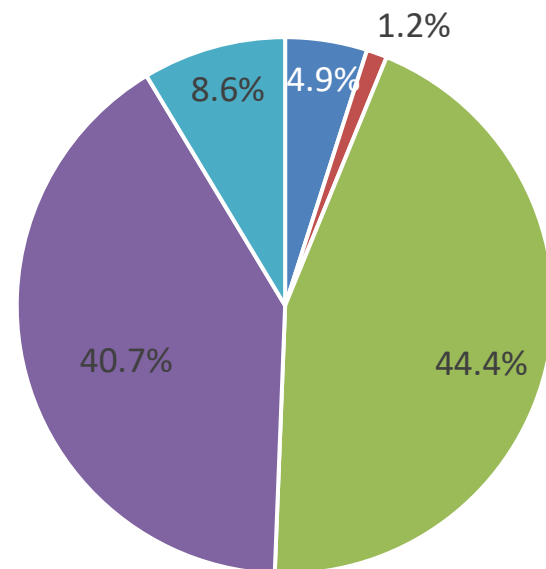
出典：令和2年度日本語教師の資格創設に係る状況調査（文化庁）

(参考) 日本語教師の勤務形態【非常勤】

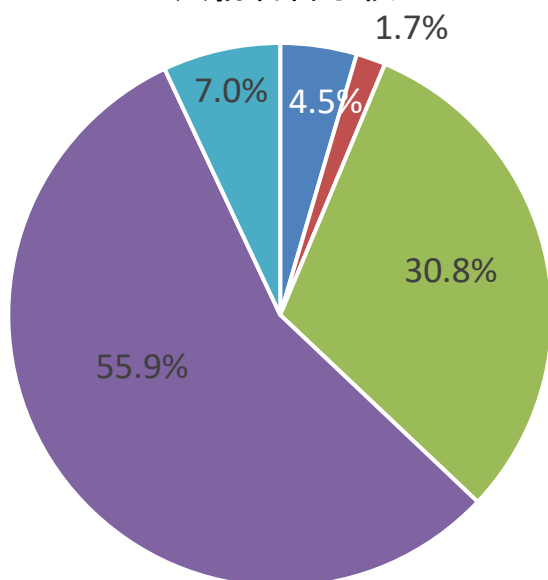
日本語教育を実施している大学等



法務省告示校以外で日本語教育を実施している専修学校・各種学校



法務省告示校



■ 月給（基本給＋手当）
■ 年俸制
■ 時給制
■ 授業コマ数（授業回数×単価）
■ その他

日本語教育を行う大学の別科（留学生別科等）

○一部の大学・短期大学では、日本の高等教育機関（短期大学・大学・大学等）への進学希望者を対象として、日本語予備教育プログラムを実施している。（例：日本語別科、留学生別科等）

※学校教育法

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 略

③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

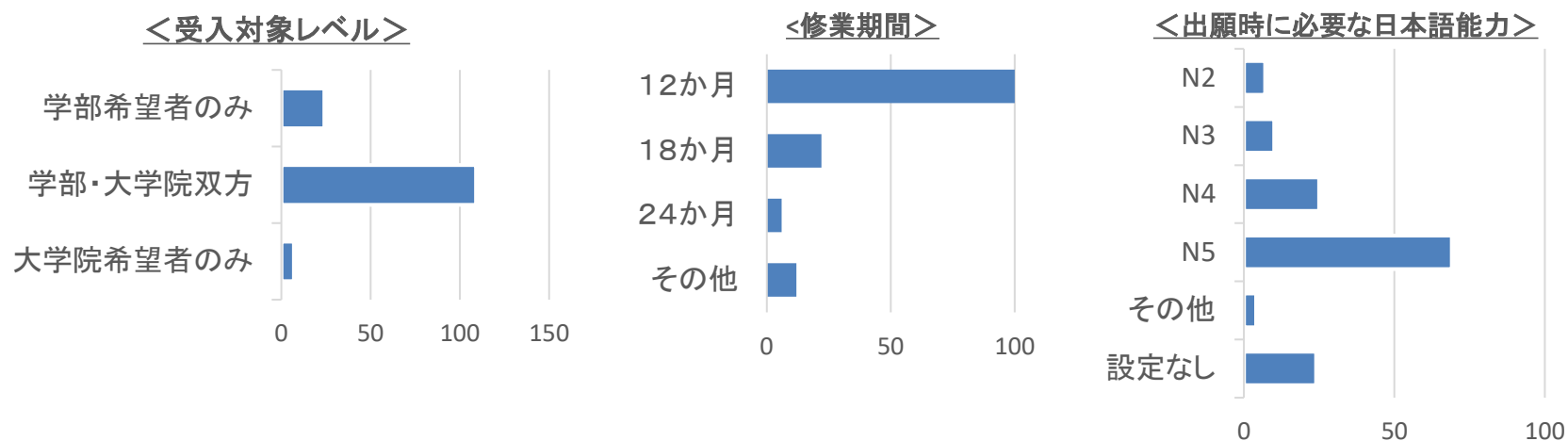
○日本語に加え日本文化や日本事情、基礎科目の教育等も行い、これらの履修全体を通じて進学に必要な日本語の習得を目指す。

○別科等の修了後の進学先には、大学・短大・専修学校専門課程等への進学のほか、大学院への進学者や就職者等も含まれる。

※日本語教育を行う別科等には、国内大学等への進学希望者を対象とするもの以外に、大学間交流協定に基づく交換留学生等を対象としているものもある。

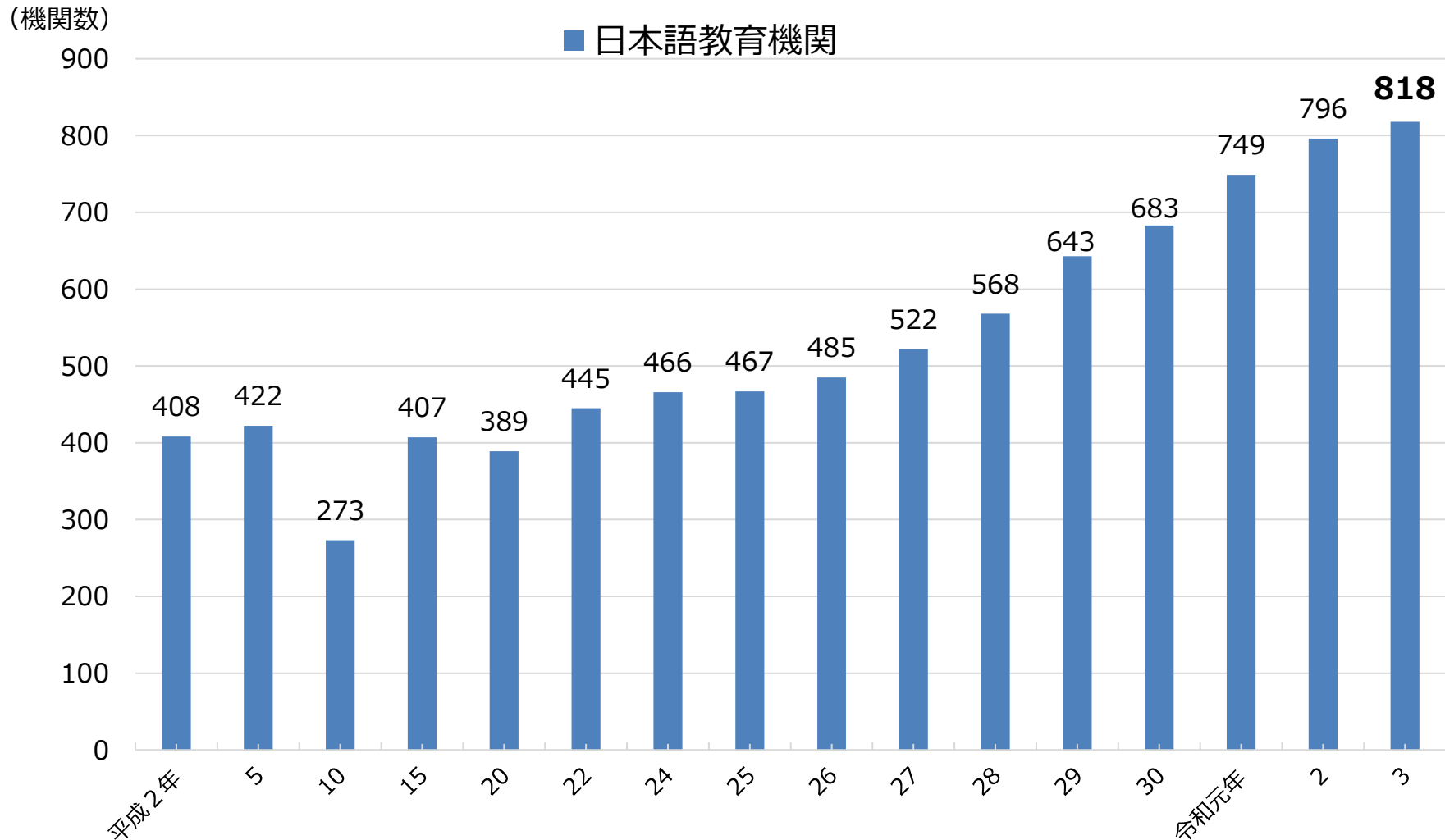
◆日本学生支援機構公表資料（2020年1月現在）より作成。

※私立大学・短期大学日本語別科のうち日本学生支援機構の調査に回答のあった54校、140コースが対象



(参考) 日本語教育機関数 (法務省告示校) の推移 (入管庁調べ)

- 在留資格の「留学」において、法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。
- 平成22年以降、日本語教育機関の数は増え続けている。



※ 出典：法務省(各年12月時点)

法務省告示機関（日本語学校）について

在留外国人数（約289万人）※令和2年末現在

永住者・定住者・日本人の配偶者等 139万人

留学 技能実習, 特定技能 76万人

高度人材を含む就労者 43万人

特別永住者 31万人

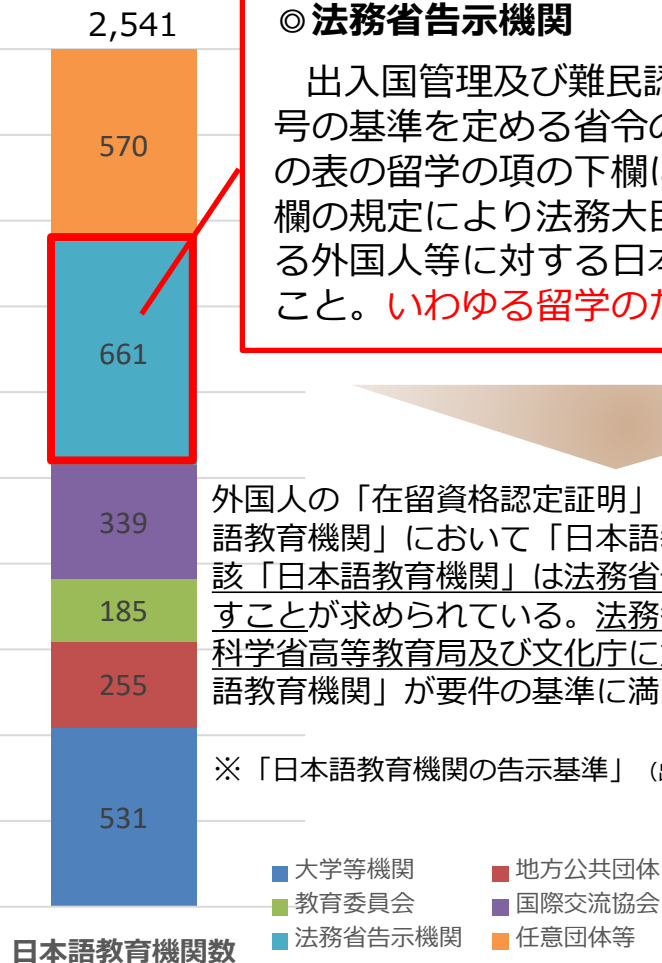
【文化庁】生活に必要な日本語教育を支援

◎ 法務省告示機関

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。いわゆる留学のための日本語学校。

外国人の「在留資格認定証明」に係る手続きにおいて、「日本語教育機関」において「日本語教育を受ける目的」の場合、当該「日本語教育機関」は法務省告示（※）に定める要件を満たすことが求められている。法務省（出入国在留管理庁）は文部科学省高等教育局及び文化庁に意見を聴いた上で、当該「日本語教育機関」が要件の基準に満たしているか否かを判断する。

※「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁・令和2年4月一部改定）



	機関・施設数	日本語教師等の数	日本語学習者数
大学等機関	531	4,380	41,730
地方公共団体	255	4,353	7,188
教育委員会	185	2,351	5,659
国際交流協会	339	8,070	13,559
法務省告示機関	661	11,198	33,761
任意団体等	570	5,049	21,511
合計	2,541	39,241	123,408

◎ 日本語教師等

日本語教育の報酬を受ける「日本語教師」と報酬を受けない「ボランティア」に分かれる。

地方公共団体、教育委員会、国際交流協会の約9割はボランティア。法務省告示機関はほぼ100%が日本語教師となっている。

任意団体は約6割がボランティアである。

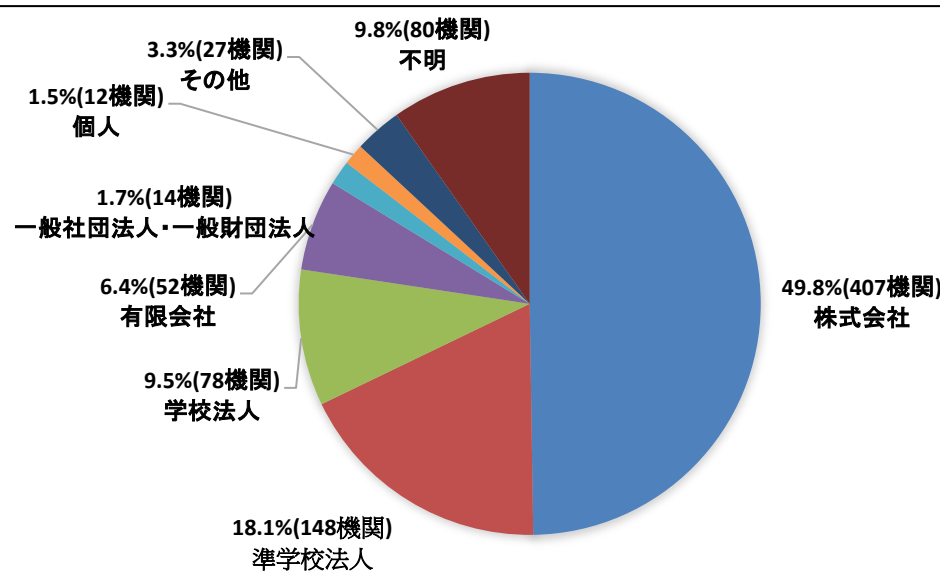
(参考) 法務省告示機関の設置形態別内訳

【法務省告示日本語教育機関の設置形態別機関内訳】

(令和3年8月18日時点)

※出入国在留管理庁ホームページに基づき文化庁が独自に集計

設置形態	機関数
株式会社	407
準学校法人	148
学校法人	78
有限会社	52
一般社団法人、一般財団法人	14
個人	12
その他	27
不明	80
合計	818



◎ 法務省告示校の適正校について

入管庁において、留学生に係る入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、毎年、在留資格「留学」により留学生を受け入れている教育機関（法務省告示校）から、適正校（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関）を選定。

適正校として選定された教育機関は、在籍する留学生が在留許可の申請を行う際に提出書類の一部が省略されるなど、手続の簡素化の対象となる。

(適正校の要件)

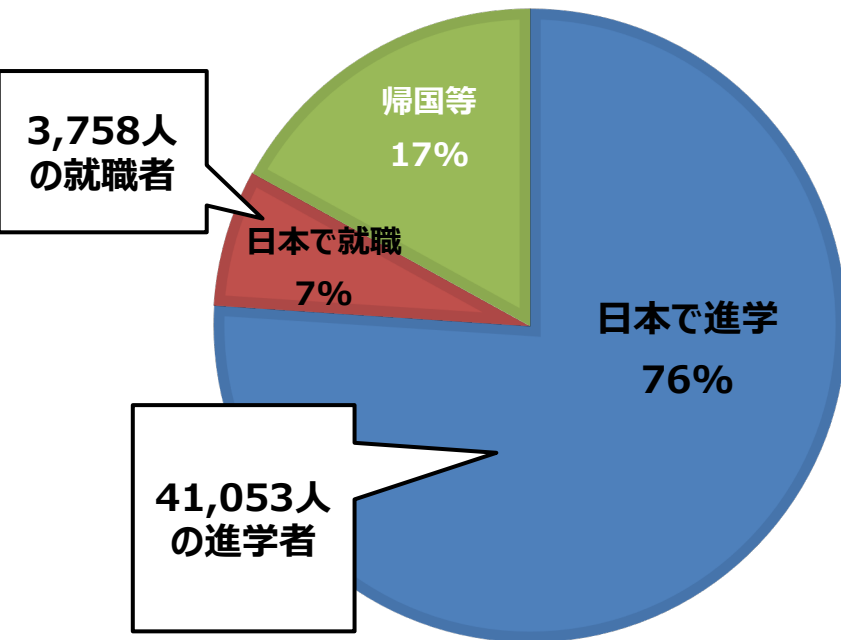
- ・在籍者数に占める問題在籍者（以下）の割合が低いこと。
(不法在留した者、在留更新申請が不許可となった者、在留資格が取り消された者 等)
- ・在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。
- ・在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

現時点において、適正校は、告示校の約8割選定を受けている（約650校程度）。

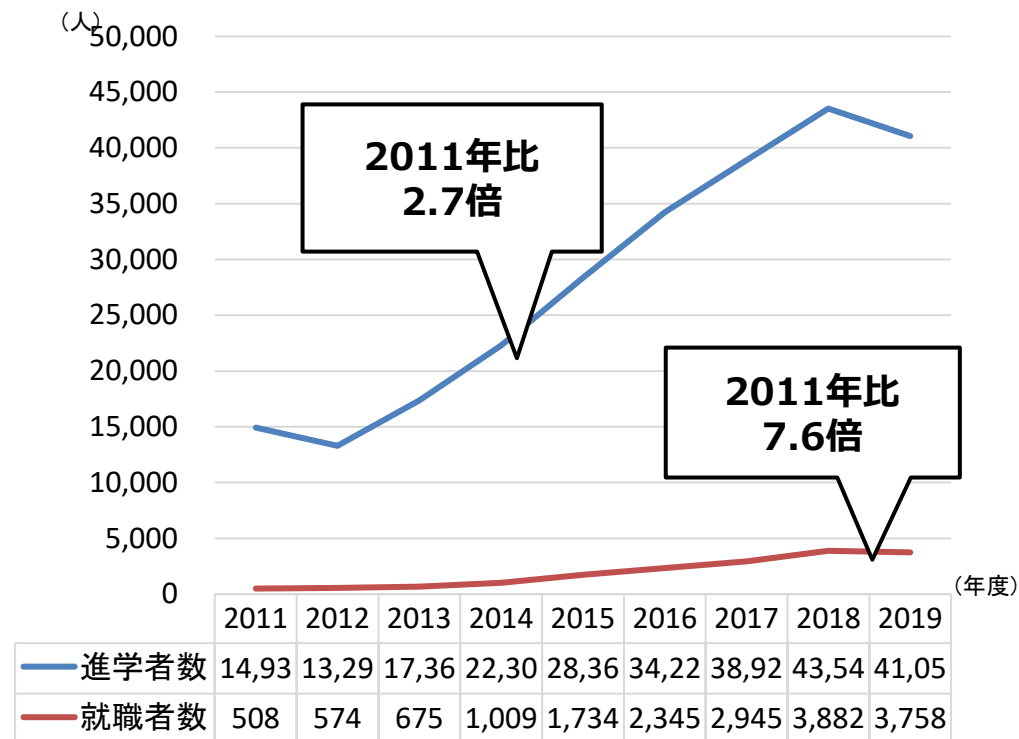
日本語教育機関（法務省告示校）の卒業生の進路と進学・就職者数

- 日本語教育機関の卒業生のうち**7割強**は、大学・大学院・専修学校等に**進学**。
日本で**就職**する者もここ**10年で8倍**に。
- 日本語教育機関で1～2年の日本語学習によって、日本や日本文化に親しみ・関心をもった外国人留学生が増加

卒業生数(2019年度): 54,276人



日本語学校の国内進学者・就職者数の推移

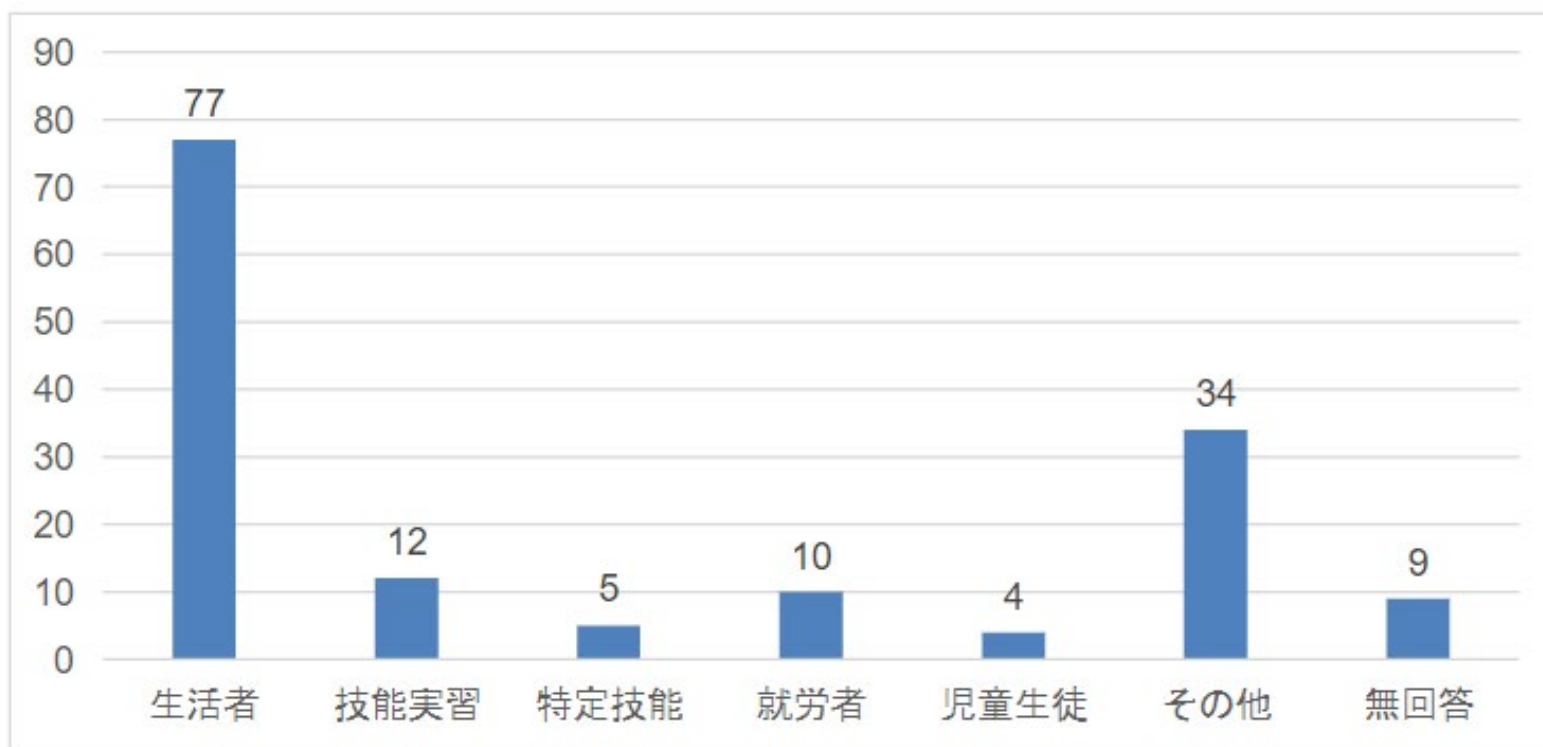


日本語教育機関（法務省告示校）における留学生以外のプログラム

- 法務省告示校における留学生以外のプログラム設置状況について、全体としては、「生活者（51.0%）」を対象としたコースが最も多い。「技能実習（7.9%）」「特定技能（3.3%）」と続く。

留学生以外のプログラムの設置状況

(n=151)



《参考》 告示校審査結果において見られた教育上の課題

◆「授業科目」「教員」「担当時間数」「運営体制」等において基準を満たしていない。

主に「授業科目」が、「専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものである」との基準を満たしていないケースが多い。

新規設置の場合(例)

《教育組織の運営体制に課題》

- 校長、主任教員が学校の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない。
- 配置された教員がもつ授業時数が設定されたカリキュラムに対して多すぎる、教員数が足りない、経験など指導力に課題がある。

《授業科目に課題》

- 募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離
 - ・ 募集要項では入学資格N5になっているものの、当該カリキュラムが中級レベルから開始となっている。

《生活指導の体制に課題》

- 就労学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が十分に確保されていない。
- ベトナム等の生徒が多数在籍する可能性がある中で、適切に意思疎通できる言語対応(通訳・翻訳配置))がなされていない。

既設の学校におけるコース新設、変更届(例)

《授業科目に課題》

○ カリキュラムの体をなしていない

コースカリキュラムは、各コース、各レベルごとの到達目標、科目名、科目別到達目標及び使用教材、科目別指導時間数、評価方法等が分か形で提出しておらず、適しているか否かが判断できない。

○ 進路目的とは異なるカリキュラム

- ・ 就職を目指すコースでありながら、授業科目が既存の進学コースと同じであり、日本留学試験対策の授業が組み込まれている。
- ・ 進学を目指しているにもかかわらず、到達目標を必要なN1、2までに設定したカリキュラムとなっていない。

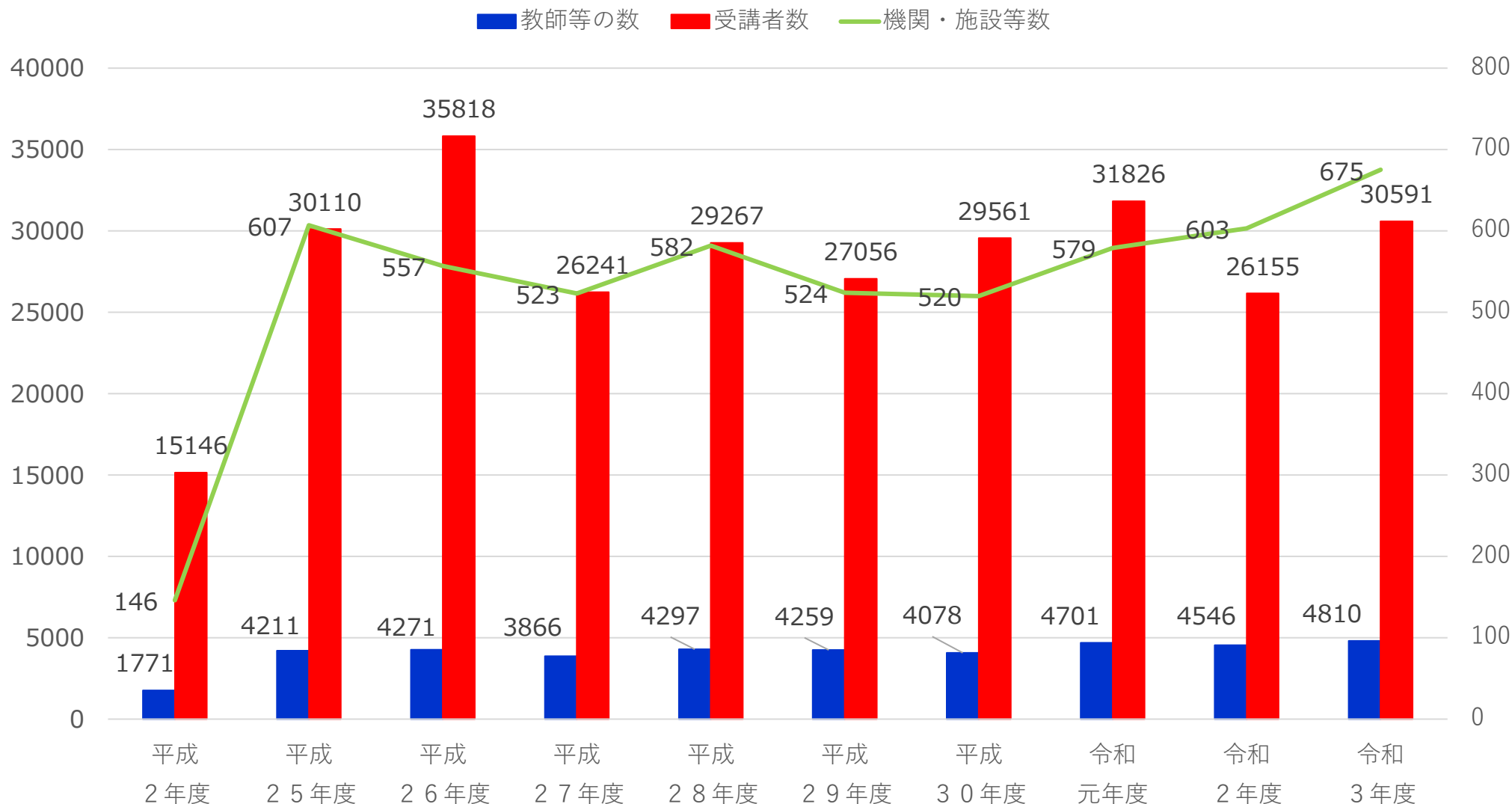
○ 非漢字圏の生徒にとって適切なカリキュラム、時間設定となっていない。

- ・ 漢字の学習が組み込まれていない。時間が少ない。または実効性に欠ける。

日本語教育における養成・研修関係

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移

○国内における日本語教師養成・研修課程(コース)、科目等を設け、日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等数は、平成2年度と比べ約4.5倍に増加。



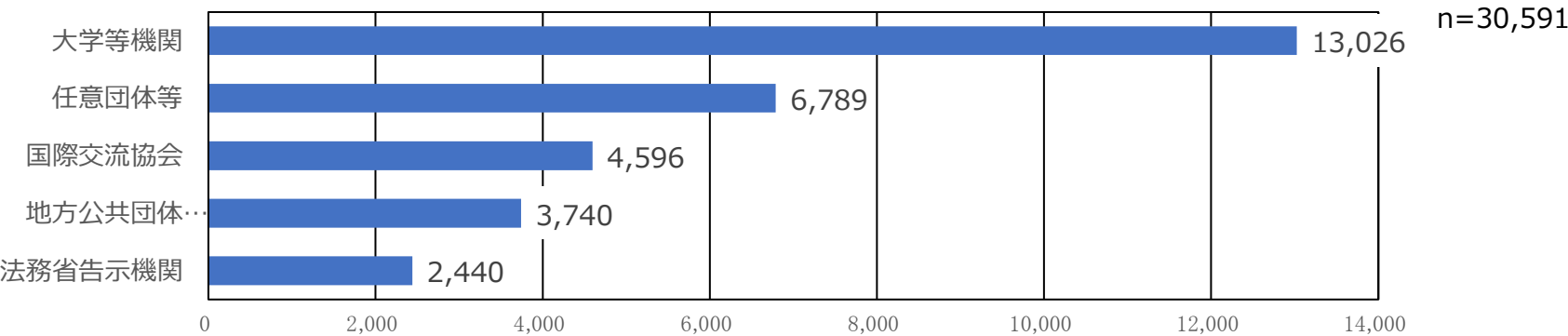
※出典:文化庁「国内の日本語教育の概要(令和3年11月1日時点)」

国内の日本語教師等の養成の状況

- 国内の日本語教師養成機関施設等数は**675**，受講者数は**約30,591**人。**大学等機関**が最も多い。
- 令和2年度養成課程等修了者の進路のうち、**日本語教師関連に就職した割合は15%前後**であった。

○日本語教師養成機関・施設別の受講者数（令和3年度）

	平成2年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
機関・施設等数	146	607	557	523	582	524	520	579	603	675
受講者数	15,146	30,110	35,818	26,241	29,267	27,056	29,561	31,826	26,155	30,591



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和3年11月1日時点）

○日本語教師養成課程・研修修了者（令和2年度）の主な進路

（令和2年度）	大学（通学） （n=2233）	大学院（通学） （n=118）	大学（通信） （n=166）	短期大学（通信） （n=32）
日本語教師関連	4.9%	16.9%	100%	15.6%
一般企業	61.4%	31.4%	—	—
教員（日本語教師以外）	7.4%	10.2%	—	—
進学	6.3%	5.9%	—	15.6%
ボランティア	0.4%	—	—	9.4%

教員要件となる日本語教師養成課程を実施する大学

○日本語教師養成課程を実施する大学のうち、

①大学の主専攻（45単位以上）②副専攻（26単位以上）課程、または③履修証明プログラム等の文化庁届出受理研修を履修・修了した場合、「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁作成）の教員要件を満たすこととなる。

179大学

大学 161, 大学院 17, 短期大学 1

241課程

主専攻（45単位以上） 48大学

副専攻（26単位以上） 189大学

文化庁届出受理研修 4大学

「必須の教育内容」※への対応状況

対応済 148課程

検討中 93課程

（文化庁HP掲載一覧令和4年10月現在）

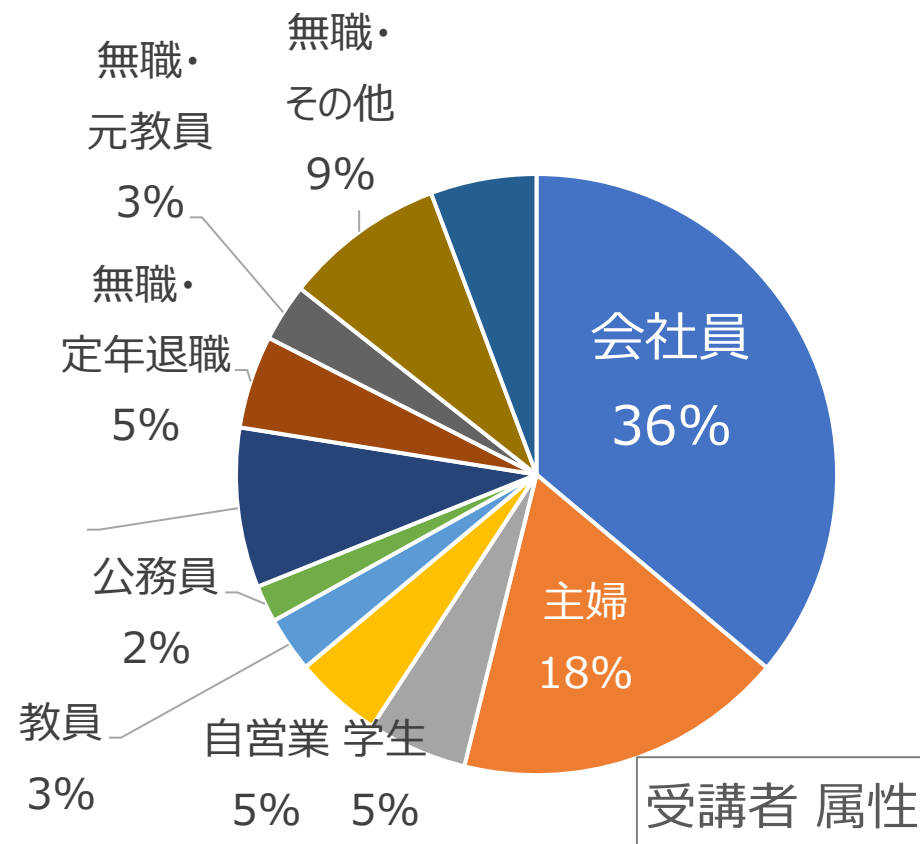
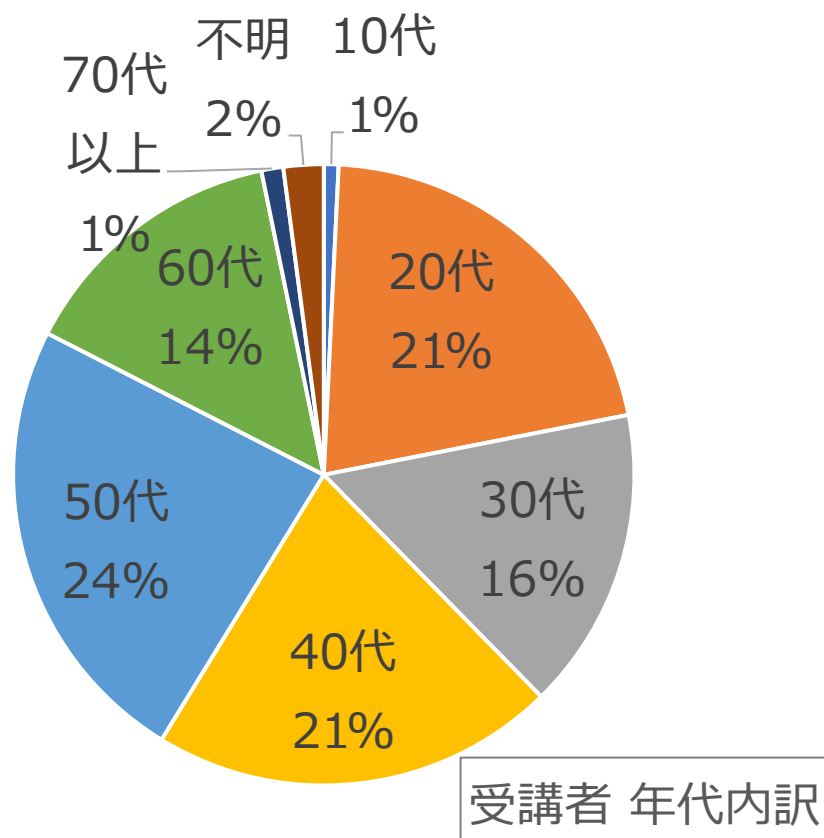
※「必須の教育内容」とは日本語教師の養成において必ず実施すべき内容を平成31年文化審議会国語分科会において提言された43頁参照

文化庁届出受理日本語教師養成実施機関における研修実施状況

届出受理日本語教師養成機関数
届出受理日本語教師養成研修数
研修実施都道府県数
研修受講定員総数
研修受講者数
届出廃止

89機関
179コース
29都道府県
約1,1000人
約5,000人
3機関

(令和2年文化庁調べ)



現行の日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師

以下の**いずれか**の要件を満たした場合に、法務省告示機関における教員になることができる。

※「日本語教育機関の告示基準」に基づき、法務省告示に新規に掲げる際に文部科学大臣が確認(高等教育局・文化庁)

大学・大学院の日本語教育に関する課程

- ①日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位(45単位以上)を修得し卒業又は修了
- ②日本語教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業又は修了

1,766人/11,162人
(15.8%)

民間教育機関等の日本語教師養成研修



学士の学位

- 420単位時間以上
- ※文化庁への届出が受理された機関・団体によるもの
(文化庁届出機関実施研修)

6,977人/11,162人
(62.5%)

日本語教育能力検定試験

- ※実施団体：公益財団法人日本国際教育支援協会

4,712人/11,162人
(42.2%)

その他

上記と同等以上の能力があると認められる者

- ①海外の大学又は大学院で日本語教育に関する課程を卒業等した者
- ②告示基準公表日以前の3年以内に告示校の教員として1年以上従事したことがあり、3年を超えて職を離れない者
- ③学士の学位を有し、大学又は大学院で26単位以上の養成コースを履修し、26単位以上修得した者

336人/11,162人
(3.0%)

法務省告示機関における教員

< 現行制度の課題 >

- ・専門性を有する日本語教師の質の担保が不十分であり、質が一定しない
- ・日本語教師の法的な位置づけが不明確であり、ふさわしい人材の確保に課題
- ・専門性を有することの証明が容易でない(海外や企業・自治体が日本語教員を採用する際、専門性を確認することが困難)

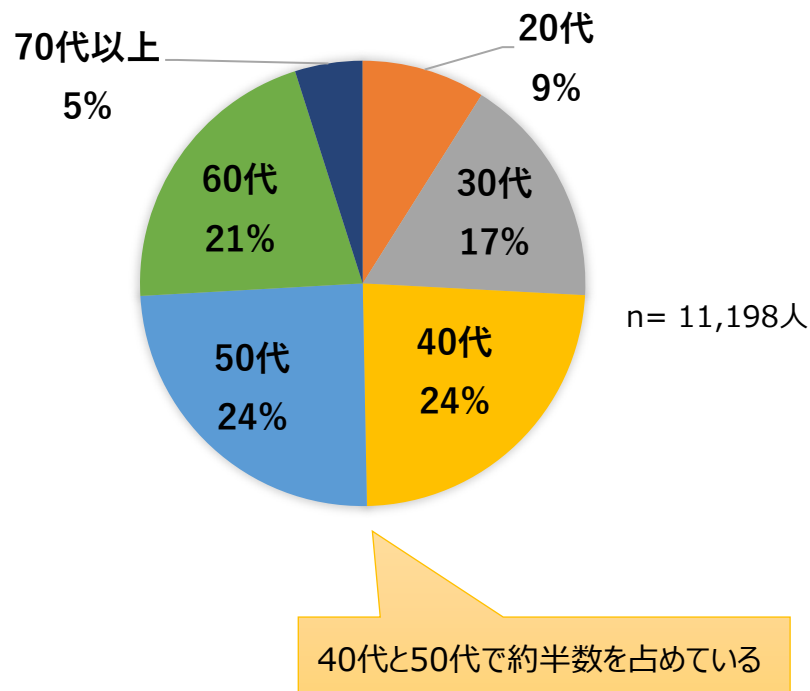


文部科学大臣が日本語教員を登録し、質を担保するための新たな仕組みが必要

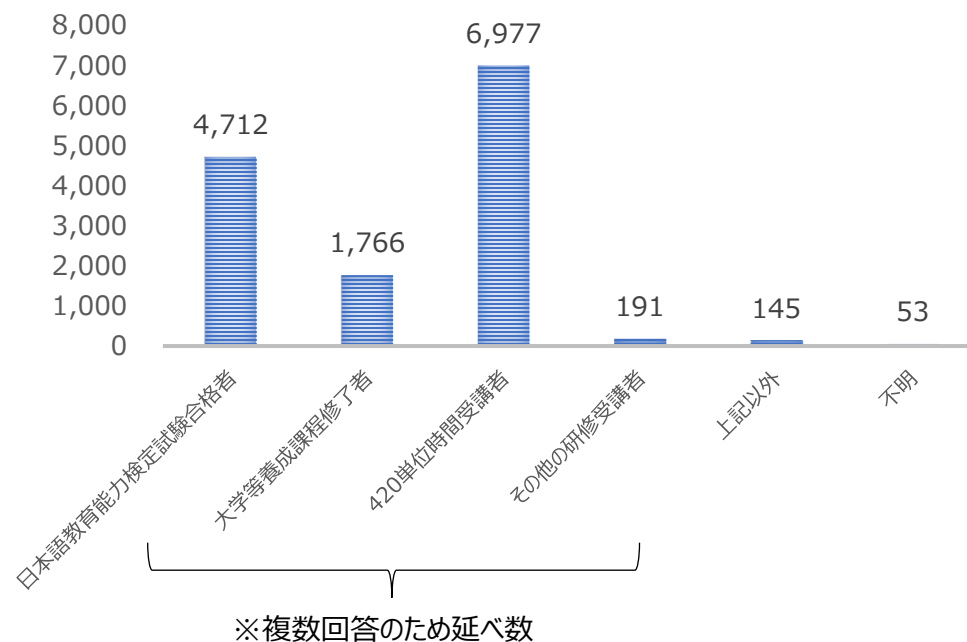
※各要件の該当者数については、日本語教育実態調査の結果をもとに集計。
※複数回答のため、4つの要件の合計が100%を超える。

（参考）日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師等の状況①

【法務省告示機関の日本語教師等の年代別割合】



【法務省告示機関の日本語教師等の資格別集計】



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考】令和3年度日本語教育機関実態調査より（一般財団法人日本語教育振興協会）

【法務省告示機関の日本語教師の資格別教員数（複数回答）】

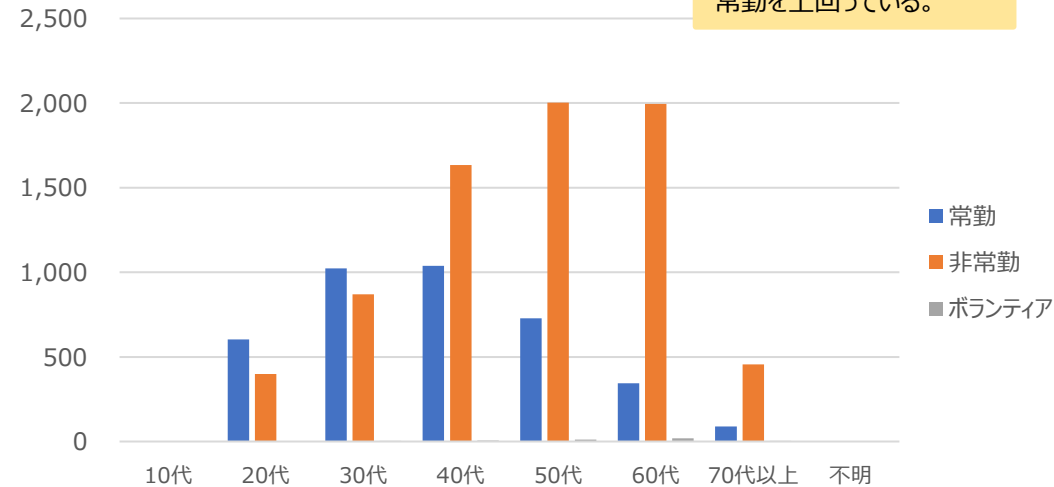
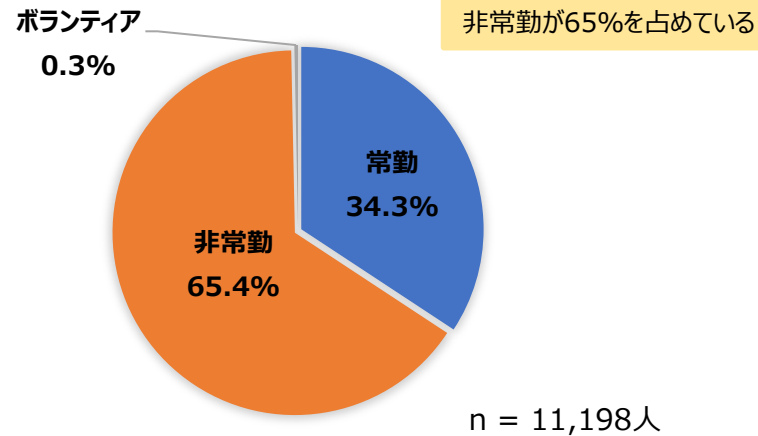
区分	大学院日本語関連の専攻修了	大学主専攻（日本語教育）課程修了	大学副専攻（日本語教育）課程修了	日本語教育能力検定試験合格	大学卒420時間以上研修歴	その他	計
人数	267	350	311	2,343	3,276	99	6,646
割合	4.0%	5.3%	4.7%	35.2%	49.3%	1.5%	100.0%

※日本語教育振興協会が日本語教育機関として認定している機関（246機関）に対する調査（回答機関数223、回答率90.7%）

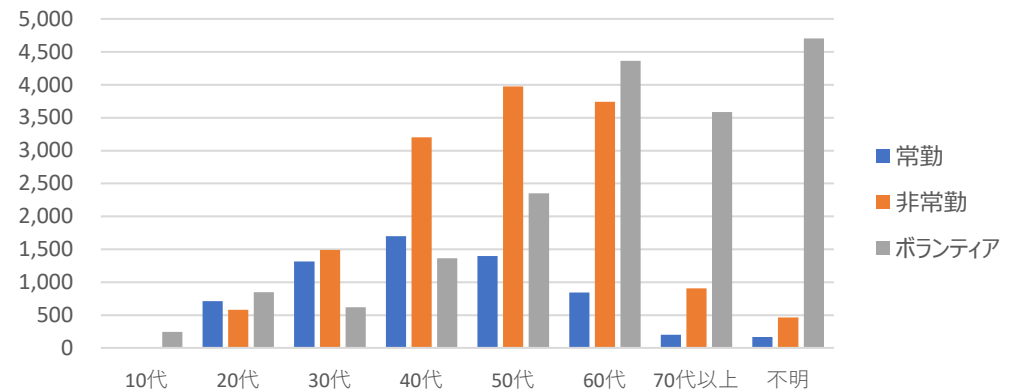
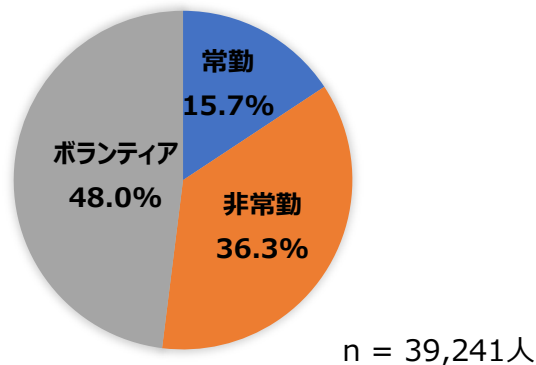
(参考) 日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師の状況②

法務省告示機関の日本語教師等の状況

40代以上では、非常勤が常勤を上回っている。



【参考①】日本語教育機関の日本語教師等の状況



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考②】日本語教育機関の経験年数別教員数

区分	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	計
人数	272	1,053	998	1,088	1,559	4,970
割合	5.5%	21.2%	20.1%	21.9%	31.3%	100.0%

出典：令和3年度日本語教育機関実態調査（一般財団法人日本語教育振興協会）

(参考)日本語教育能力検定試験(概要)

※公益財団法人日本国際教育支援協会資料に基づき文化庁作成



公益財団法人 日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

実施主体

公益財団法人日本国際教育支援協会

対 象

- ・日本語教員となるために学習している者
- ・日本語教員として教育に携わっている者

目 的

- ・日本語教育の**実践につながる体系的な知識**が基礎的な水準に達しているかどうか
- ・状況に応じてそれらの知識を関連づけ**多様な現場に対応する能力**が基礎的な水準に達しているかどうか

を検定する

※昭和62年
より実施

受験資格

特になし

受験料

14,500円(税込)

試験実施

年1回、全国7地区

受験実績

(令和3年度)

応募者数:10,216名(うち全科目受験者8,269名)
合格者数:2,465名(全科目受験者の29.8%)

試験内容

科目	解答時間	配点	測定内容
試験Ⅰ	90分	100点	原則として、出題範囲の区分ごとの設問により、日本語教育の 実践につながる基礎的な知識 を測定する。
試験Ⅱ	30分	40点	試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について、 音声 を媒体とした 出題形式 で測定する。
試験Ⅲ	120分	100点	原則として出題範囲の区分横断的な設問により、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる 基礎的な問題解決能力 を測定する。

※令和4年度試験より、「必須の教育内容」に準じた出題範囲に移行予定

地域における日本語教育関係

◆外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、学習支援者)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と関係機関の連携が課題として多い。

現状・課題/多様なニーズへの対応

《現状》ニーズの多様化

- 生活者、就労者、企業等の新たな学習ニーズ
特に技能実習生などの生活・就労に関する日本語学習ニーズが増
- 児童生徒の就学前の学習、就学後のサポート
- 生活に必要な日本語のレベルの高さ(病院、役所の対応、コロナ禍での対応などの生活に必要な日本語とともに、就労に必要な日本語)

《課題》多様化するニーズへの対応が十分でない

- 生活者、就労者のニーズとして初級程度のレベルなどへの対応、ノウハウが十分でない
- 未就学の外国人児童生徒への指導者の確保、指導法などノウハウの共有が困難
- 外国人居住地の地域散在により日本語教室が通える場所に無いこと
- 就労者が増加する中で、働きながら学ぶための日本語教室の場所・時間的な課題
- 財源不足

対応策(例)

- 専門性を有する指導者(地域コーディネーター、日本語教師)の不足
- 専門機関(日本語学校・大学)との連携ができていない

《検討している対応策》

①ニーズの把握

- ・総合調整会議や地域コーディネーター配置によるニーズ把握・普及
- ・空白地域における市町村との連携によるニーズ把握・普及啓発

②専門的な教育機関との連携、指導者・支援者の確保

- ・日本語教師など専門性を有する者の派遣依頼
- ・大学・日本語学校との連携による助言・指導
- ・ボランティア研修の講師として派遣依頼
- ・指導者等の人材のネットワーク化、マッチング

③学習環境

- ・ニーズに対応した市町村、日本語教育機関との連携による日本語教室の立ち上げ・試行
- ・就労者や、通えない方に対応したオンライン教育

●地域の日本語教育に関する課題、就学前の外国人児童を対象とする支援に関する課題

日本語教育

取組状況

- 日本語学習の機会を提供する事業の内容等
 - ・日本語学習の機会を提供する事業を「行っている」は、156団体(64%)
→ 事業内容は、「日本語教育の実施」(142団体(91%))、「日本語教師等の養成・研修」(71団体(46%))の順に多い
※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っている』」の回答数(156)に対する割合
- 日本語教育の実施対象等
 - ・実施対象は、「(日本語能力に関係なく)希望者全員」が104団体(73%)、「(日本語能力に基づき)受講が必要と判断された者」が24団体(17%)
 - ・受講者の費用負担は、「無償」が90団体(63%)、「有償」が48団体(34%) ※(%)は「日本語教育の実施」の回答数(142)に対する割合
- 日本語学習の機会を提供する事業を行っていない理由
 - ・事業を「行っていない」は、50団体(20%)
→ 行っていない理由は、「人員不足」(20団体(40%))が最も多い
※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っていない』」の回答数(50)に対する割合

課題 事業の担い手不足や高齢化、後継者確保等を課題に挙げる団体が多い

課題	人数	割合
人員不足	142	58%
財源不足	115	47%
事業運営上のノウハウ不足	66	27%

■ 具体的な回答内容（一部抜粋）

- ・受講したい外国人に比べ、講師数が不足している
- ・多くの日本語教室で、高齢化と後継者・財源不足が課題となっている
- ・ボランティア不足、ボランティアのスキルアップ

国への要望 継続的な事業実施等のための予算措置を要望する団体が多い

要望	人数	割合
予算措置	153	62%
情報提供	109	44%
人材育成・派遣	105	43%

■ 具体的な回答内容（一部抜粋）

- ・継続的で安定し、通年で活用できる予算措置が必要
- ・日本語教師の育成にかかる専門家の派遣及び謝礼等の財源補助
- ・国が実施主体となり、全国一律で言語保障としての日本語教育の機会の提供を行ってほしい

就学前の外国人児童を対象とする支援

取組状況

- ・就学前の外国人児童を対象とする支援事業を「実施している」は、85団体(35%)
→ 事業内容は、「情報提供」(34団体(40%))、「プレスクール」(28団体(33%))、「就学前ガイダンス」(24団体(28%))の順に多い ※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施している』」の回答数(85)に対する割合
- 具体的な取組内容として、「就学前に基礎的な日本語を学習させ、就学の際は日本語の学習内容の引き継ぎを行っている」、「住民登録のある就学前の全外国人児童へ就学手続きを促す通知(日本語及び外国語(9か国語))を送付している」などがあつた
- ・事業を「実施していない」は、130団体(53%)
→ 実施していない理由は、「人員不足」(54団体(42%))、「財源不足」(47団体(36%))の順に多い ※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施していない』」の回答数(130)に対する割合

課題 支援を担う人材の不足を課題に挙げる団体が多い

課題	人数	割合
人員不足	109	44%
財源不足	101	41%
支援を担う人材の不足	79	32%

■ 具体的な回答内容（一部抜粋）

- ・(外国人児童の)母語を話せる指導員が不足
- ・義務教育ではないことから各自治体での対応となり、財源及び人員面で困難な状況

国への要望 事業の実施に必要な予算措置を要望する団体が多い

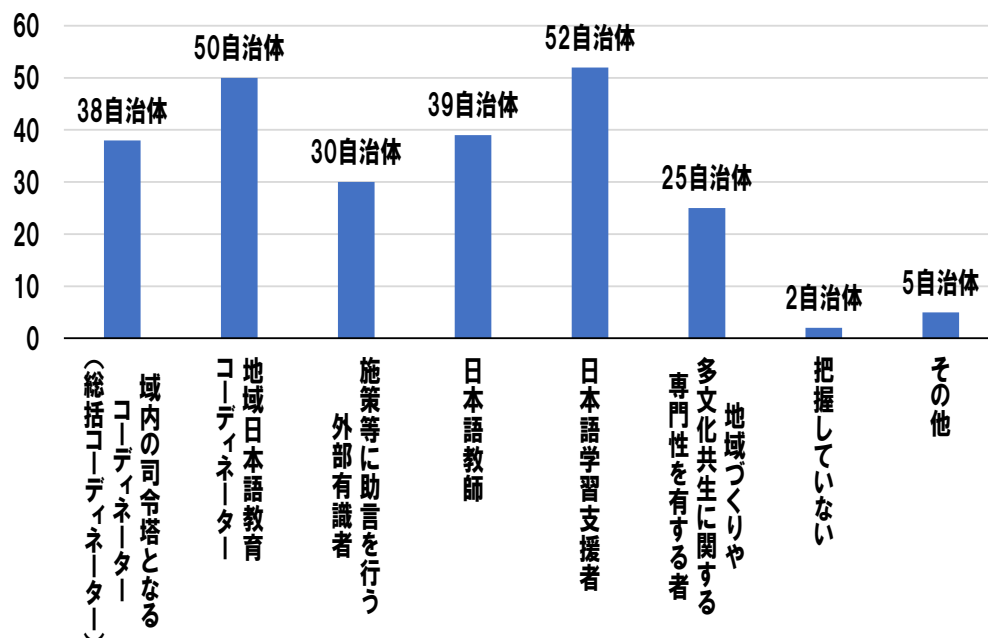
要望	人数	割合
予算措置	120	49%
情報提供	100	41%
人材	69	28%

■ 具体的な回答内容（一部抜粋）

- ・幼稚園等への翻訳機導入の補助制度の創設
- ・就学前の外国人児童に対応した日本語の参照枠と測定のためのテストの検討・作成

●地域の日本語教育に携わる人材、連携状況

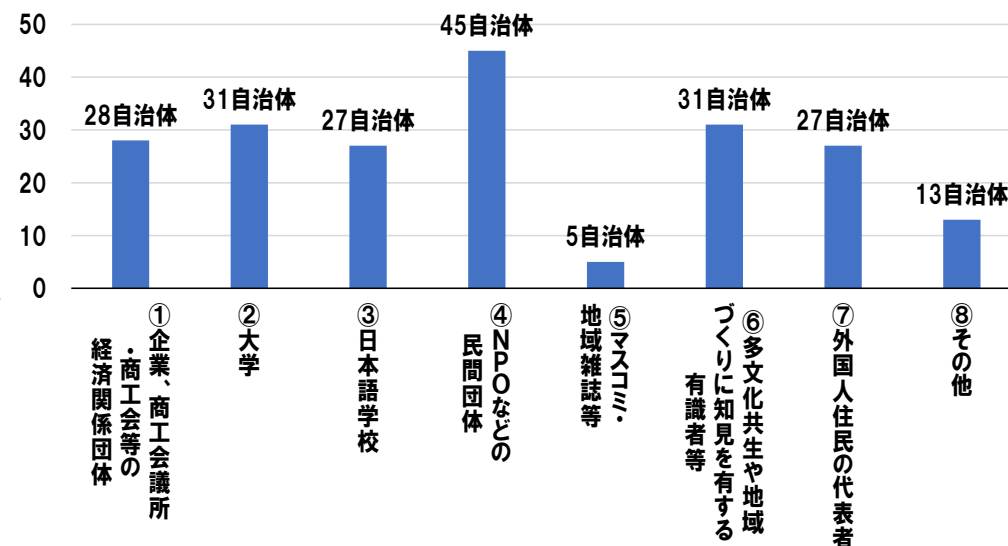
地域における日本語教育に携わる人材のうち、
どのような人材が特に求められているか（複数回答可）



《課題》地域日本語教育専門家の育成・確保

- ・ 地域日本語教育コーディネーター不在
- ・ 専門性の高いアドバイザーや日本語教師の人材不足
- ・ ボランティアの高齢化、後継者の確保

日本語教育の実施に係る連携全般について（現在実施中）
（複数回答）



《課題》地域の多様なニーズに対して、支援体制整備、関係者の連携が十分でない

- 行政、外国人受け入れ団体（企業、管理団体、教育機関など）、日本語教育関係者との連携が十分でない。
- 就労者の学習ニーズが高まる中で、地方自治体と、就労関係機関、日本語教育機関との連携ができていない。
- 日本語教育を希望する外国人の受け入れ事業者との役割分担が明確になっていない。
- 都道府県と市町村の連携による空白地域への対応、理解促進が十分でない

●地域の日本語教育関係機関の連携における対応策

検討している対応策

《関係機関との連携において検討している対応策》

(例)

- 関係者が参画する「総合調整会議」の開催、意見交換の場、シンポジウム・セミナー開催
- 総括コーディネーター及び、各圏域に地域を担当するコーディネーターを配置し、各地の実情把握、関係機関との連携体制の構築を推進
- 空白地域を埋めるため、市町村との連携による日本語教室の立ち上げを支援する日本語教室モデル事業を実施
- 在留外国人の多くを占める外国人労働者（技能実習生）に対して、日本語学習機会を提供
- 日本語教師派遣の受入れを検討する企業等と、派遣が可能な日本語学校等とのマッチング
- 複数企業との連携による日本語学習機会の提供

《日本語教育機関との連携》（例）

- 総合調整会議に参画、助言
 - 地域日本語教育コーディネーターとして日本語教師に依頼
 - 県が実施する市町村と連携したモデル日本語教室に、日本語教育機関の教師が、指導者として参加
 - 初学者の指導方法について、学習支援者向けの研修会における講師として依頼
 - 学習支援者対象のICT活用研修実施を日本語学校に委託
 - 企業と連携した日本語教室運営を日本語学校に委託
- ※連携していない自治体の理由
- 地域に日本語教育機関が少ない。日本語教育機関との連携方法が分からない
 - 学校は留学生向けであり、生活者としての外国人向け日本語教育が提供されていない。
 - 専門性が高い日本語教育の委託を検討中。

《今後、日本語教育機関に期待すること》

- 地域日本語教育コーディネーターとしての人材派遣、日本語教室、教育委員会の学習支援者等への紹介、各種研修における人材派遣
- 外国人への専門的指導、学習支援者への専門的指導方法などノウハウの共有
- 留学生だけでなく、地域の「生活者としての外国人」受け入れの体制づくり

●地域日本語教育の指導者（日本語教育コーディネーターの状況）

■日本語教育コーディネーター259名： 多い県は10名以上、配置されていない自治体は4か所

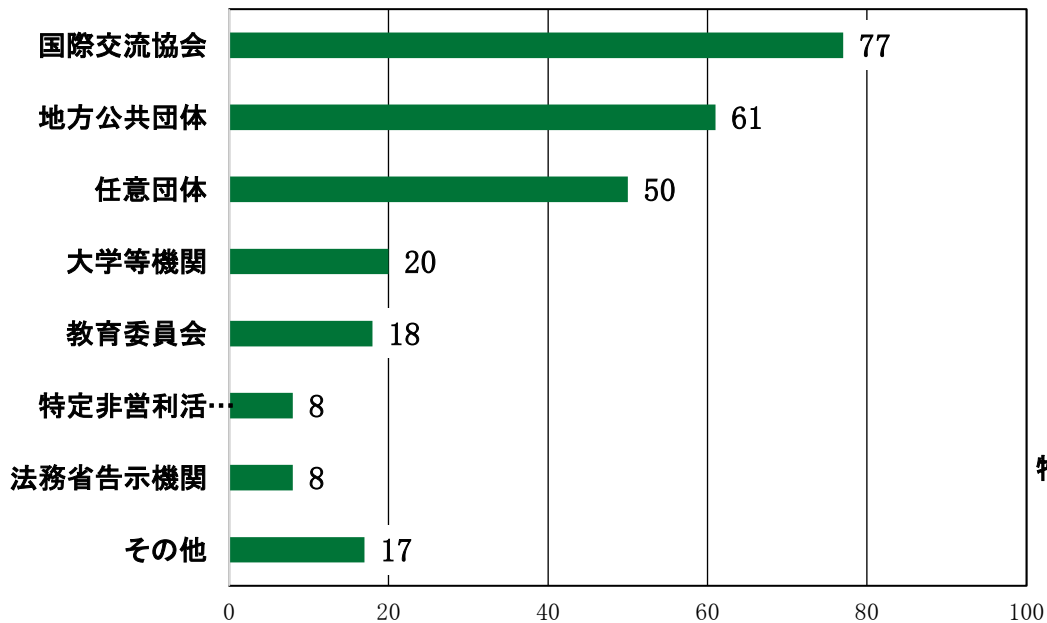
■業務内容

「日本語教師や関係機関との連絡・調整」が233件、「地域における日本語教育の企画・運営」が231件、「地域における日本語教育の実態把握」が182件、「日本語教師の養成・研修」が135件。

	連絡・調整	地域日本語教育の企画・運営	実態把握	指導者養成・研修	その他
コーディネーター業務内容	233	231	182	135	38

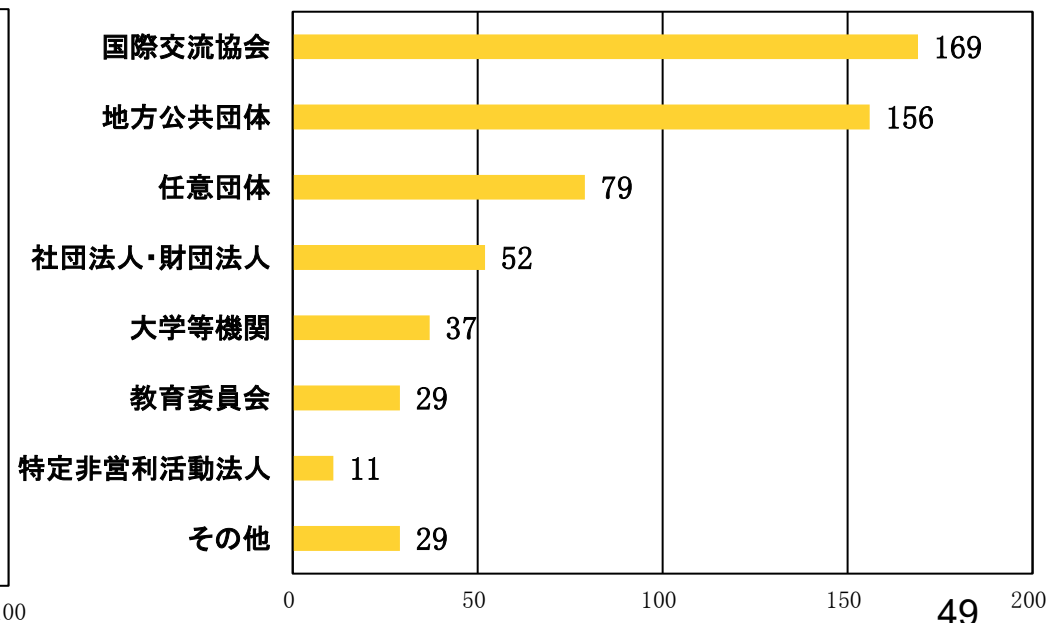
日本語教育コーディネーター配置機関・施設等数

(n=259)



日本語教育コーディネーター数

(n=562)



生活①京都府×京都日本語学校

【定住外国人向け日本語教室】

■定住外国人のための日本語教室

目的:「生活者としての外国人」に対する
入門・初級レベルの生活日本語教育

対象:京都府在住の外国人

場所:城陽市(第2期は令和3年1月からオンライン)

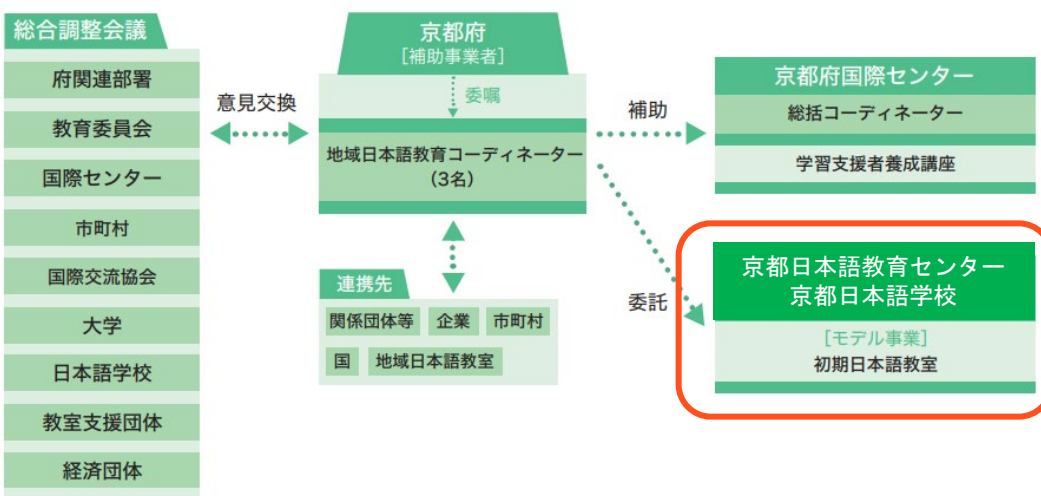
時間数:2時間×週3日×6か月×昼・夜クラス
350時間

レベル:生活に必要な基礎日本語(A2相当)

教員:3名(交代制)

学習者:30~50名

■京都府との連携体制



公益財団法人京都日本語教育センター 京都日本語学校の概要

■設立年 1950年 ■所在地 京都府京都市
■定員 130人 ■対象 留学・生活・就労
■教員 30人(専任:5人, 非常勤:25人)

■特徴的な教育内容等

◆ボランティアの課題として初期日本語指導が挙げられたため、日本語の基礎的な会話や読み書きをゼロから学べる入門コースを京都府が京都日本語学校に委託・実施

◆モデル教室として、府内の地域日本語教室から学習支援者の見学を受入れ、学習支援者の育成やカリキュラムの開発等も支援

◆修了者が最寄りの地域日本語教室で自律的に学習を継続できるよう日本語学習の土台・基礎を作る日本語教師を配置

◆日本語教師が授業を行い、授業見学を行った日本語学習支援者と日本語教師が意見交換を実施することで、交流の場としても機能

◆あいさつや生活の中で使う単語・表現の学習と文化習慣の理解を大切にする

日本語教室 入門クラス 参加者募集

にほんごきょうしつ にゅうもん きんかしゃほしゅう

この教室では、日本語が話せなくても大丈夫。日本語の基礎的な会話や読み書きをゼロから学べる入門コースを京都府が京都日本語学校に委託・実施。ボランティアの課題として初期日本語指導が挙げられたため、日本語の基礎的な会話や読み書きをゼロから学べる入門コースを京都府が京都日本語学校に委託・実施。

2020.8/4(水)~12/15(火) 19:30~19:50 (第2期は令和3年1月からオンライン)

文化・バルク経済 国・地域日本語教室

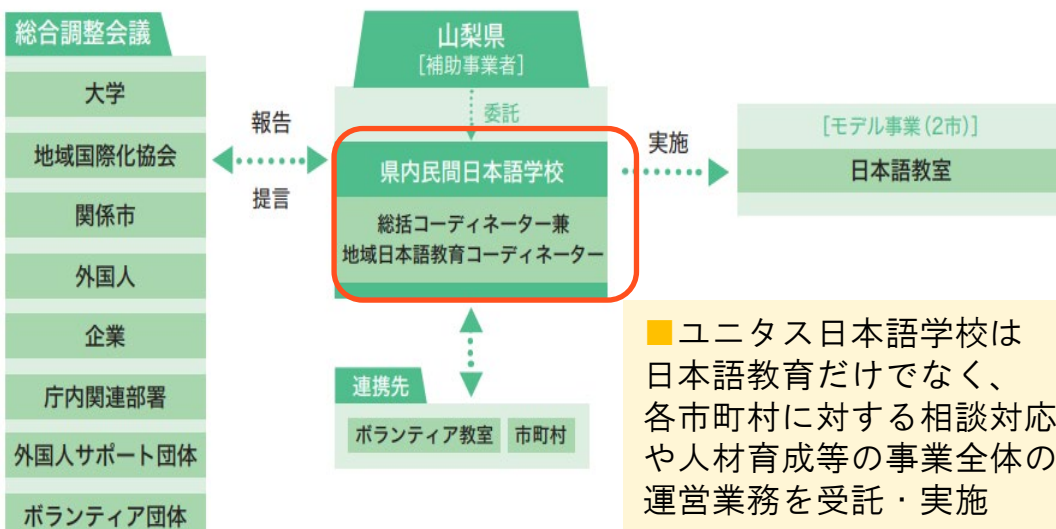
FREE! 受講料無料

生活②山梨県×ユニタス日本語学校 【県内全域の日本語教育体制整備】

市町村に対する「生活者」向け日本語教室設置支援

- 目的:「生活者としての外国人」に対する入門初級レベルの日本語教育の施行実施
- 対象:山梨県内に在住する外国人
- 場所:山梨市・笛吹市
- 時間数:1回2時間×37回、計74時間
- レベル:生活に最低限必要な日本語コミュニケーション能力A2相当レベル
- 教師:3名(交代制)

山梨県の日本語教育連携体制



ユニタス日本語学校は日本語教育だけでなく、各市町村に対する相談対応や人材育成等の事業全体の運営業務を受託・実施

ユニタス日本語学校の概要

- 設立年 1983年
- 所在地 山梨県甲府市
- 定員 520人
- 対象 留学・生活・就労
- 教員数 34人(専任:8人、非常勤:26人)

特徴的な教育内容等

- ◆レベルチェックを行い、日本語能力に応じたグループ分けを行う。
- ◆在住外国人と地域住民、日本語教師が参加し、初期学習と対話交流活動の両要素を取り入れた教室。
- ◆全体指導を日本語教師が担い、グループの細かな指導を日本語学習支援者がサポートする形式
- ◆外国人住民への理解を深め、コミュニケーションスキルを身につけるための地域住民向け研修
- ◆学習内容(3部構成)
 - ①日本語教師による全体学習
 - ②レベルに応じたグループ別学習
 - ③学習項目を運用する全体活動
- ◆活動例
病院、美容院に行く等、生活に根差した日本語



生活③岐阜県×ホツマ インターナショナルスクール 【外国人就労者向け日本語教室】

ホツマインターナショナルスクールの概要

■ 設立年	1991年	■ 所在地	岐阜県岐阜市
■ 定員	344人	■ 対象	留学・生活・就労
■ 教員	22人(専任:7人、非常勤:15人)		

■ 県内外国人就労者のための日本語教室

対 象: 県内事業所に就労する外国人
場 所: 事業者が提供する会場
時間数: 90分×5回 × 2か所
テーマ: 「やさしい せいかつの日本語」
形 式: 日本語による会話活動
日本人従業員のサポーター参加
受講者: 1教室あたり10名程度
(1教室に複数事業者から参加)



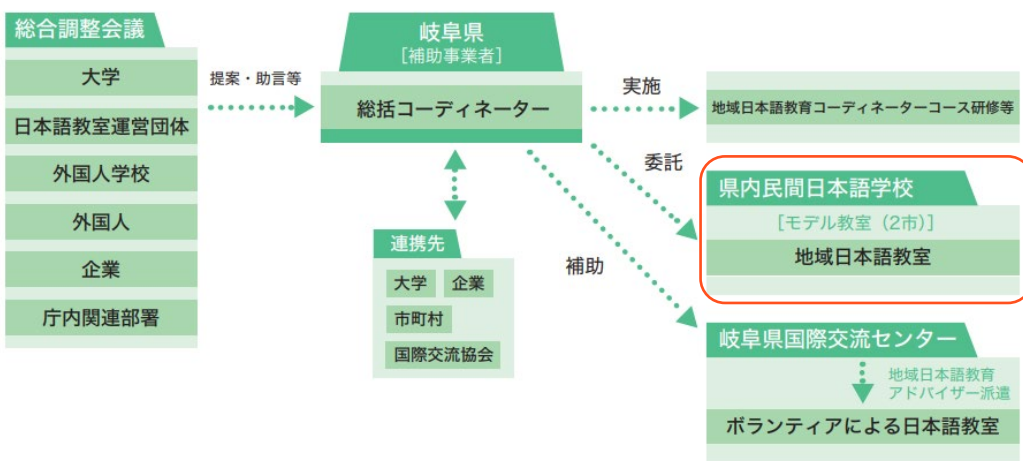
■ 県内の現状と課題

◆ 県内企業においては、今後さらに外国人材の受入れが進むことが予想されるが、約5割の企業が外国人従業員に対し日本語学習支援を行っておらず、そのうち3割は、日本語教育を行う人材がいなことを理由として挙げている。

◆ また、今後、外国人従業員向けの学習機会として、「地域のボランティア教室等への参加促進」を希望する意見が最も多かったが、地域の日本語教室では待機者が多く、まとまった数の従業員の申し込みを断らざるを得ない状況にあることから、その他の選択肢も必要となっている。

◆ このことから、県が市町村と協力して、日本語教育機関による日本語教室(委託事業)を実施した。

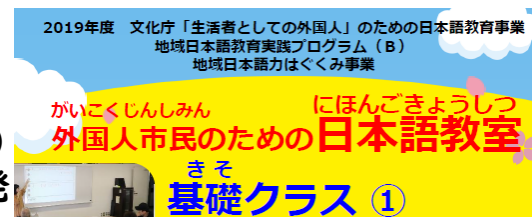
■ 岐阜県の日本語教育連携体制(令和2年度)



■ ホツマインターナショナルスクールのその他の取組

公益財団法人大垣国際交流協会から委託を受け、以下の取組を実施。

- ① 日本語学習支援者研修
(2016~2017年度)
- ② 日本語教育プログラム開発
- ③ 日本語教室開催



日本語教育に係る各種提言

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。
- 2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。
- 3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
- 4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。
- 5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。
- 6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- 7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携の強化）

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二 日本語教育の推進の内容に関する事項

三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4～5 略

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 略



（地方公共団体の基本的な方針）

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第四章 日本語教育推進会議等

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

日本語教育の推進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

（2）海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。



●「多文化共生の推進に係る指針・計画」と一体として方針を策定した例

○福井県「福井県多文化共生推進プラン」

（概要）「外国人児童生徒に対する日本語教育の充実」、「地域におけるコミュニケーション支援」の項目を設け、地域における子どもの日本語教育支援や技能実習生、留学生などの日本語学習機会の充実などの施策を盛り込む。

I－1 外国人児童生徒に対する日本語教育の充実

近年の外国人県民の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒も増加しています。日本語を十分に理解できないために学校になじめなかったり、学習に支障が出たりする児童生徒もあり、進学や就職など将来の進路に影響するケースもあります。

このため、ICTの活用などにより日本語の習熟度に応じたきめ細かな学習指導を実施し、学校における円滑なコミュニケーションを支援します。

また、思考力の基礎となる母語が未発達な児童生徒に対しては、日本語と母語の両方を伸ばしていく福井独自の日本語教育を支援します。

《施策の方向性》

◆地域における子どもの日本語教育支援

外国人児童生徒への日本語教育を行うボランティアを育成するとともに、県内大学の日本人学生と外国人留学生が連携し、日本語とあわせて、思考力の基礎となる母語による学習をサポートする福井独自の教育支援を進めます。

I－2 地域におけるコミュニケーション支援

日本語の学習意欲があっても、仕事が忙しく時間がない、または、近くに学ぶ場所がない等の理由で、日本語を学習する機会を得ることができない外国人県民も多く存在します。

日本語学習を望む外国人県民に対し、学習者のレベルやニーズに応じた日本語教室を開催するとともに、日本語教育を担う人材を養成し、地域における日本語の教育体制をさらに充実します。

《施策の方向性》

◆日本語学習機会の充実

技能実習生や留学生など、それぞれのレベル、ニーズに応じた日本語教室を開催します。また、仕事の都合で日本語を十分に学習する時間をもてない外国人労働者等に対し、企業内や公民館など近隣地域での日本語学習や、オンライン日本語講座の開催など、地域における日本語学習機会を増やします。

●「多文化共生の推進に係る指針・計画」と一体として方針を策定した例

○兵庫県「ひょうご多文化共生社会推進指針（改定）」

（概要）「日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援」の項目を設け、地域日本語教育の総合的な推進、地域の日本語教室の支援等の施策を盛り込む。

(3)日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援

施策の方向性

- ・外国人県民が安心・安全に暮らし、地域で活躍するためには、一定の日本語能力が求められる。「日本語教育の推進に関する法律」を踏まえ、推進の責務を負う国、自治体、事業者が連携して地域における日本語及び日本文化・習慣に関する学習機会の一層の充実を図る。
- ・地域における日本語教室は、外国人県民にとって継続的な日本語学習の場だけではなく、日常生活はもとより、災害時のセーフティネットにもなるなど、地域における多文化共生の最前線として重要な役割を担っていることから、その活動を支援する。

主な施策

①地域日本語教育の総合的な推進

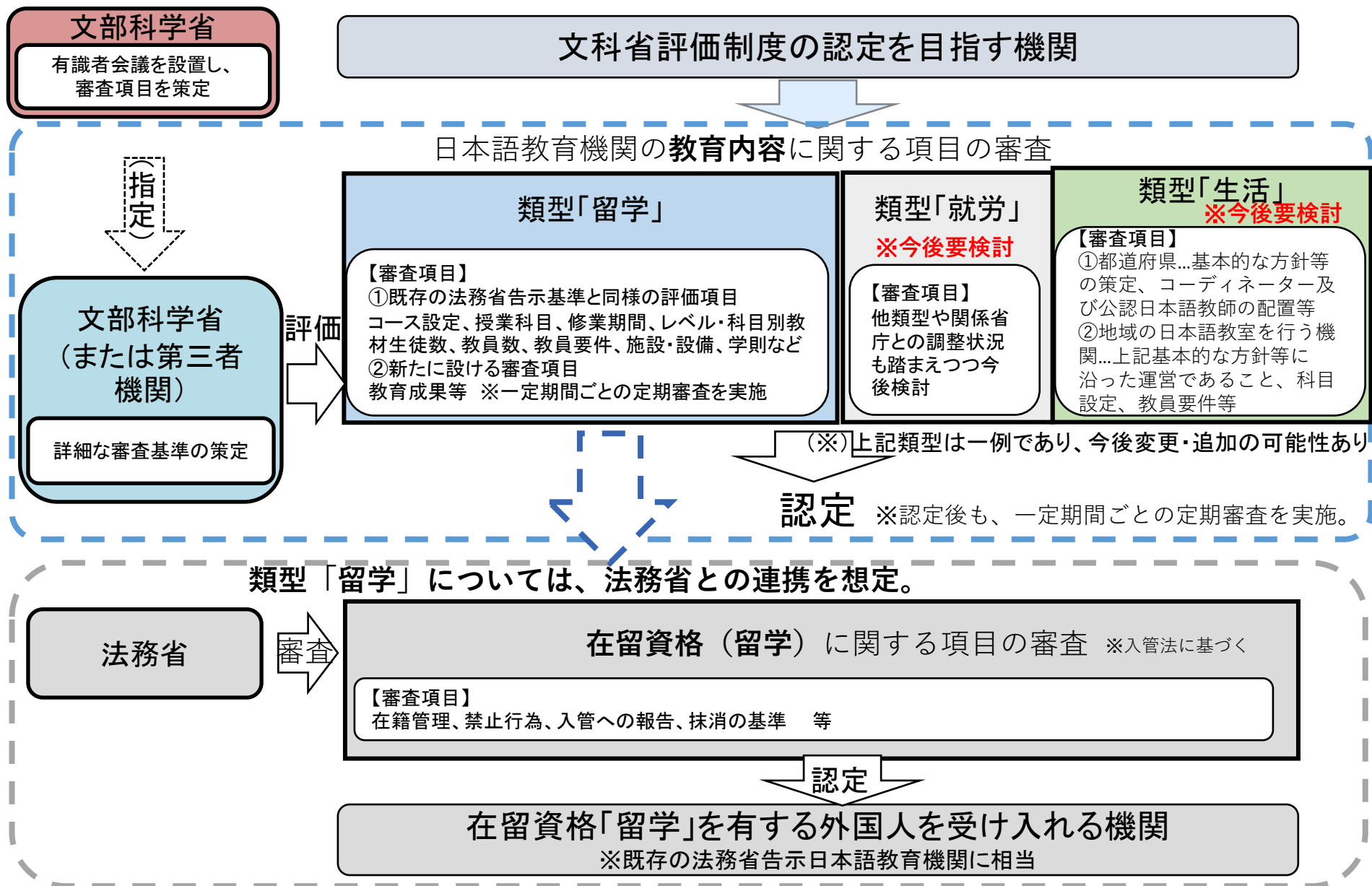
- ・国、県内市町・関係団体、企業等と連携し、国の補助も活用しながら、地域の日本語教育を総合的に推進する体制の充実を図り、日本語や日本の文化・習慣に関する学習機会の提供を促進・外国人県民が身近な生活圏で、生活・就労・子育て等のために必要な日本語を身に付けられる体制を整備するため、県内各地域でモデル事業を展開
- ・日本語及び日本の文化・習慣に関する学習教材を開発し、自習可能なICT学習教材を普及啓発・外国人県民の社会参加と地域住民の多文化共生への理解の促進に向けて、地域の日本語教室における住民参加型イベント・研修会の実施を促進

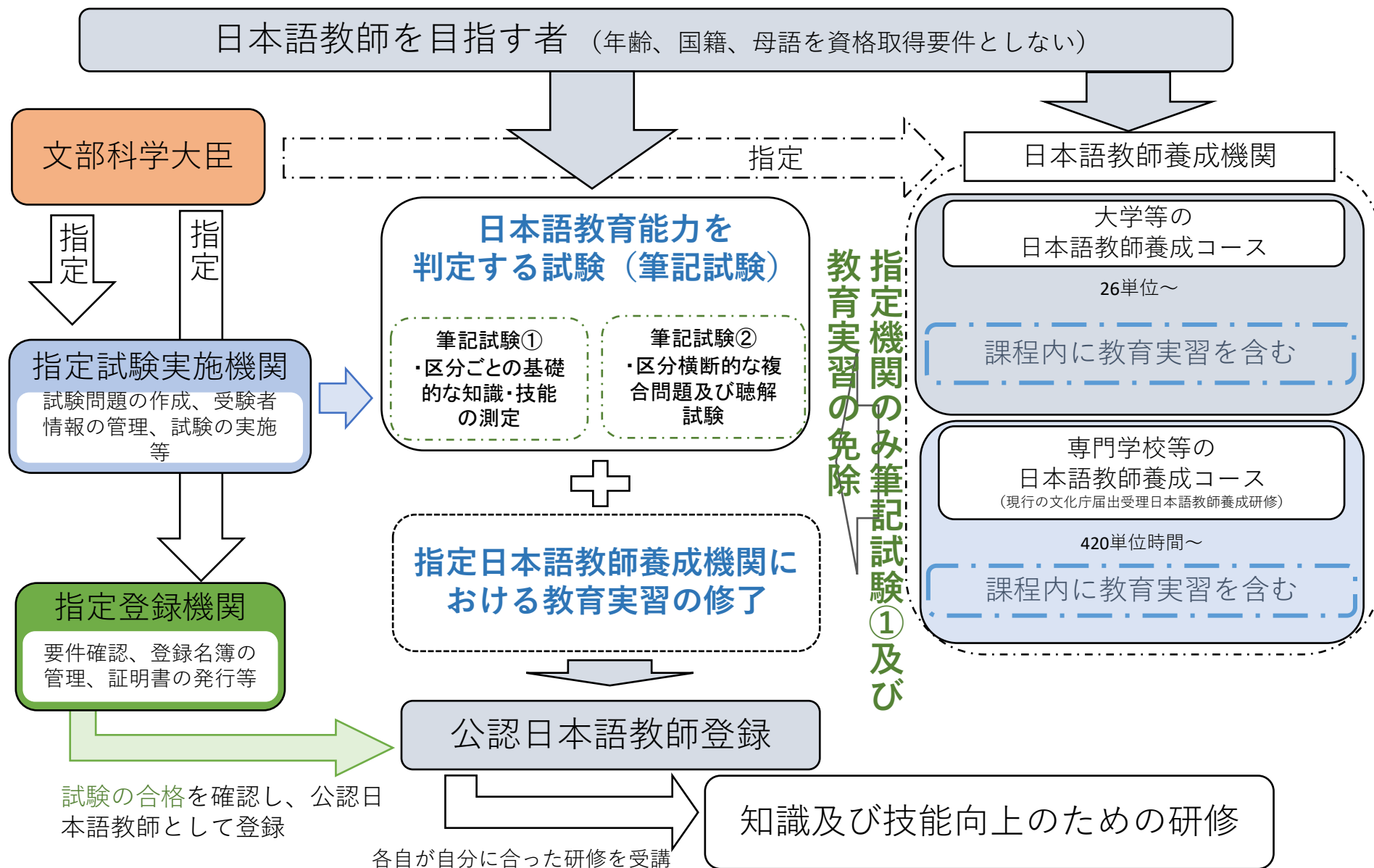
②地域の日本語教室の支援

- ・県内全域で日本語学習が可能な環境づくりを進めるため、地域のボランティア団体や市町国際交流協会が開催する日本語教室を支援・地域の日本語学習の担い手となる日本語教師やコーディネーター、ボランティアの育成及び有償化の促進

【参考】地域における基本方針の策定に関する地方公共団体からの意見の例

- ・調査や委員会を通じて意見を収集することにより、国の基本方針で示されたものをベースとしつつも、地域の実情に即した施策展開の礎となるものを作成できた。
- ・企業連携については、企業との関係もあり着手できていなかったが、県の基本方針に位置付けたこともあり、連携に向け働きかけができる。
- ・基本方針を根拠に、財政部局に対し日本語教育に対する予算要求を行うことができる。







検討のポイント

- **目的** : 日本語教育機関の教育水準の向上のため, 専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過** : 平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て, 平成30年3月2日に本報告を取りまとめた。
- **ポイント** : ① 日本語教育人材の役割・段階・活動分野別ごとに求められる**資質・能力, 教育内容, モデルカリキュラム**を提示
 ② 基本的な資質・能力として, 日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解, **専門家に求められる資質・能力**として, 実践的なコミュニケーション能力, 成長と発達に対する理解, 常に学び続ける態度などを提示
 ③ 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」(教授法, 日本語分析, 文法, 音韻音声, 文字表記等)を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示

日本語教育人材について(1)役割, (2)段階, (3)活動分野別に整理

(1) 役割	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者	(2) 段階	養成	日本語教師を目指し, 日本語教師養成課程等で学ぶ者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善, 日本語教師等に対する指導・助言を行うほか, 多様な機関との連携・協力を担う者		初任	日本語教師養成段階を修了した者で, それぞれの活動分野●に新たに携わる者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し, 促進する者		中堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験を有する者
			地域日本語教育コーディネーター		
			主任教員		
			関係機関等との連携の下, 日本語教育プログラムの編成・実践に携わる者		
			在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者		

(3) 活動分野

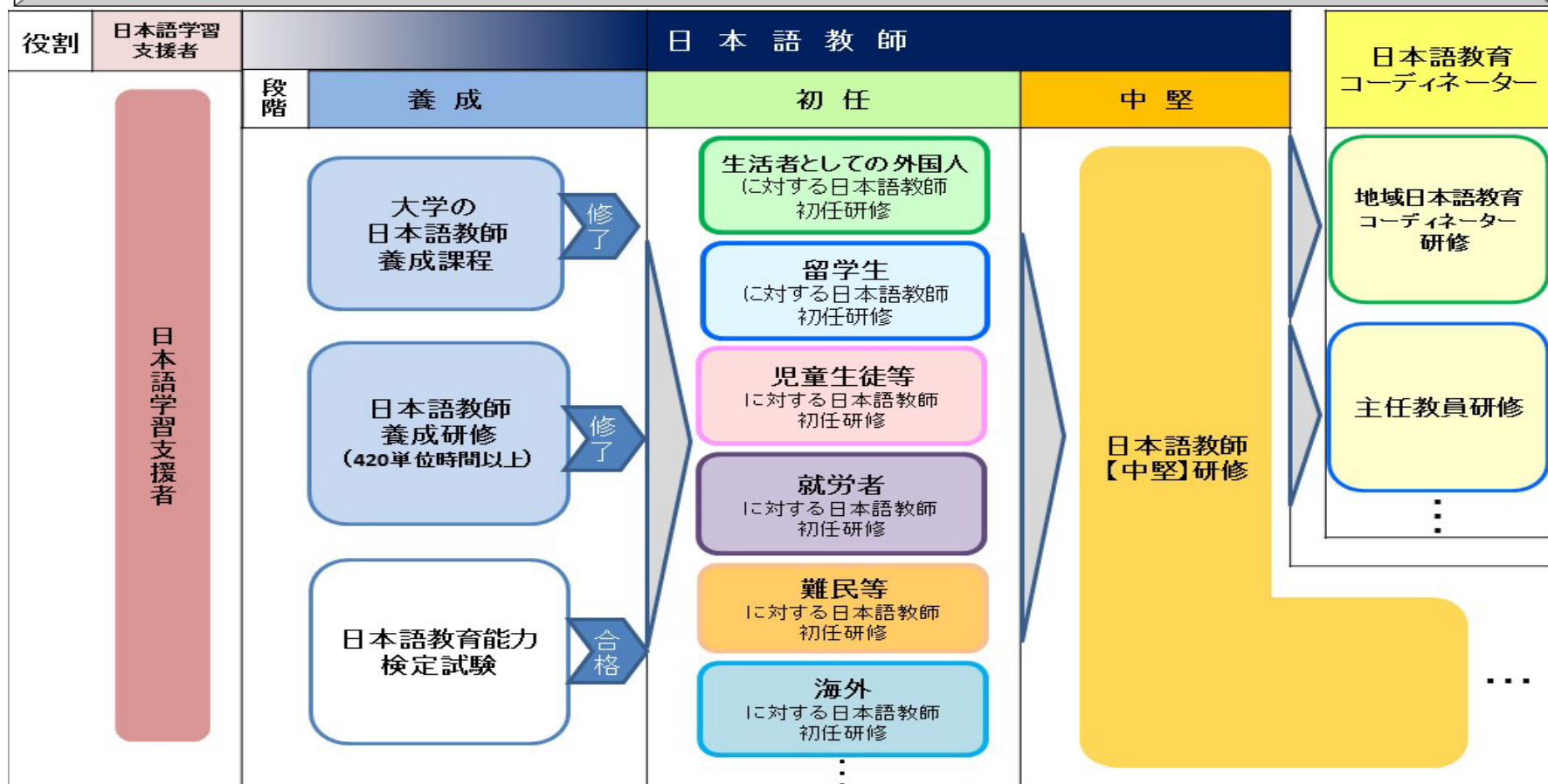
●の6つの活動分野を提示。

- <国内> ●「生活者としての外国人」 ●留学生 ●日本語指導が必要な児童生徒等
 ●就労者 ●難民等
- <海外> ●海外における日本語教育

※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示



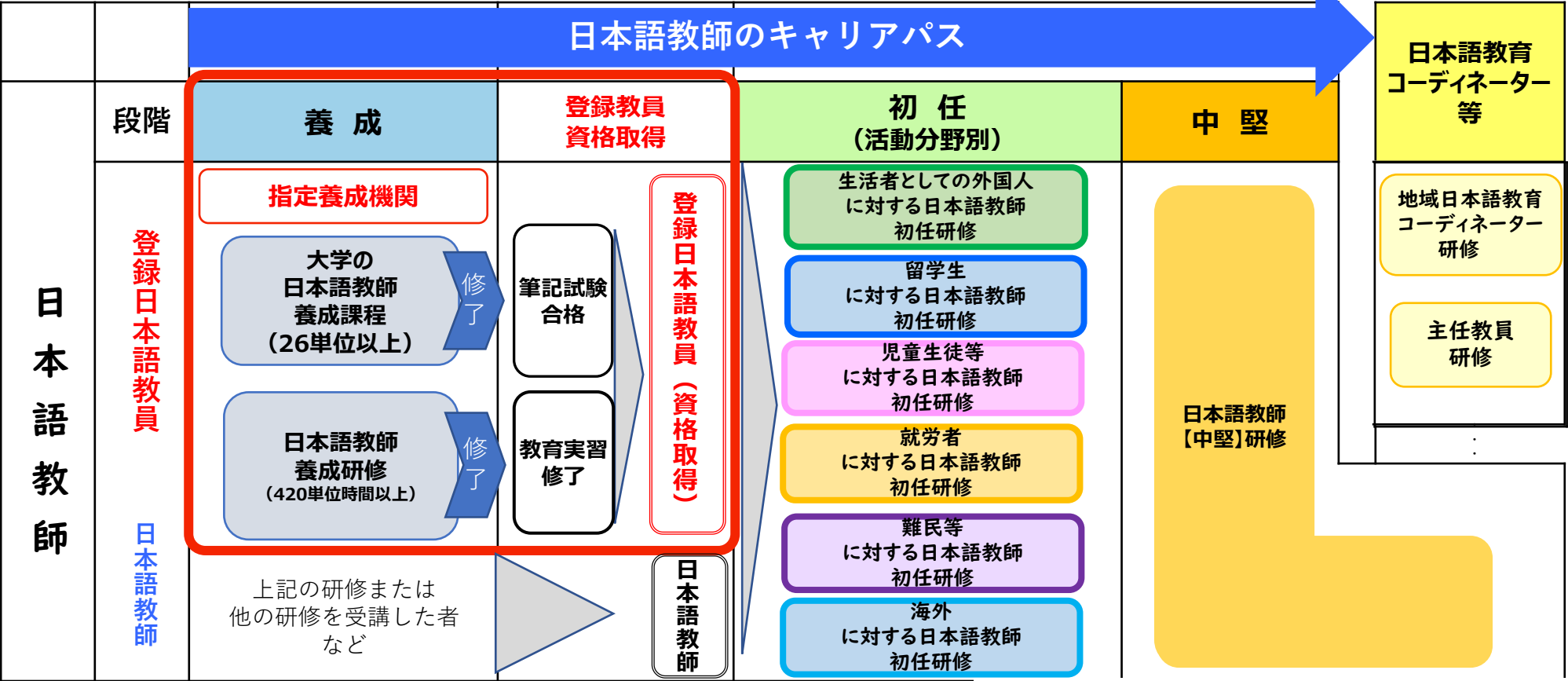
(参考) 日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



日本語教育人材		受講対象	養成・研修の実施機関
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験 (2400単位時間以上※)を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語教育 コーディネーター	地域日本語教育 コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、 地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁、地方公共団体及び大学等の教育研修実施機関
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体、大学等の教育研修機関、NPO等

※1単位時間は45分以上とする。

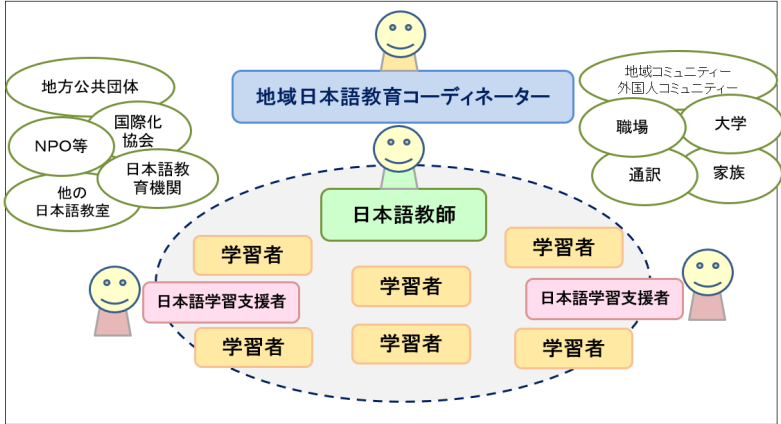
新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが法案関係



日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	地域日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者

日本語学習支援者は、
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場にボランティアとして参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



日本語教師の養成における教育実習

日本語教師【養成】における教育実習とは，日本語学習者を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業のことを指す。

教育実習の指導項目としては，以下①～⑥を全て含めること。

教育実習の指導項目	実習内容(例)
①オリエンテーション	○教育実習全体の目的の理解 ○教育実習の構成要素と内容の理解 ○学習者レベル別，対象別の教育実習に対する留意事項
②授業見学	○授業見学のポイントや視点の理解 ○授業見学及び振り返り ○授業ビデオ観察及び振り返り
③授業準備	○教壇実習に向けた指導項目の分析 ○教壇実習に向けた教案作成 ○教壇実習に向けた教材準備(分析・活用・作成)
④模擬授業	○模擬授業及び振り返り
⑤教壇実習	○教壇実習及び振り返り
⑥教育実習全体の振り返り	○教育実習全体としての振り返り

日本語教師の養成における教育内容

※文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の
在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日）

◎ 必須の教育内容

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において**必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。**

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
- (4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
- (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応
- (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定
- (23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
- (28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法
- (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT
- (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
- (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
- (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系
- (45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
- (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

1. 地域日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力

	知識	技能	態度
日本語教育コーディネーター【地域日本語教育コーディネーター】	(1) 国や地域内の外国人の状況や、外国人に係る日本の法制度や地域の行政サービスに関する知識を持っている。 (2) 地域日本語教育の体制整備に向けて、現状把握・課題設定・実施を行うために必要となる基本的な知識を持っている。 (3) 地方公共団体や所属機関の方針、地域のニーズを把握し、適切な日本語教育プログラムをデザインするために必要な知識を持っている。 (4) 日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理するための知識を持っている。 (5) 日本語教育プログラムの実施に必要なもの、日本語教師（初任）や日本語学習支援者等に対する研修を企画するために必要な知識を持っている。 (6) 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築する上で必要な知識を持っている。	(1) 地域日本語教育の体制整備に向けて、現状把握・課題設定をし、課題解決のための取組を計画的に実施することができる。 (2) 地方公共団体や所属機関の方針、地域のニーズを把握し、適切な日本語教育プログラムをデザインすることができる。 (3) 日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理することができる。 (4) 外国人施策、教育行政や他の教育機関の動向等に関する情報収集し、現場に生かす力を持っている。 (5) 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築することができる。 (6) 業務を円滑に行うための事務処理能力や組織マネジメント能力を持ち、状況に応じたリーダーシップを発揮できる。 (7) 多様な機関と連携・協力し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動をデザインすることができる。 (8) 日本語教育プログラムに関わる日本語教師（初任）及び日本語学習支援者等に対する研修を企画できる。	(1) 日本語教育の専門家として、自らの職業の社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の指導や対応について客観的に振り返るとともに、自らの立場と役割を認識し、自らに必要な知識・能力を獲得しようとするなど、常に学び続けようとする。 (2) 日本語教師（初任・中堅）及び日本語学習支援者等に対して必要となる研修を把握し、その受講機会を積極的に提供し、中長期的な視点で人材育成をしようとする。 (3) 日本語教育プログラムにおける管理的立場としての役割を認識し、前向きに取り組もうとする。 (4) 地域内における日本語教育プログラムの取組を積極的に公開・共有するとともに、他地域の事例を収集・共有するなどし、地域全体の日本語教育の活性化に寄与しようとする。 (5) 地域日本語教育の体制整備に向けて、日本語教育の立場から地域社会の課題解決に取り組もうとする。

2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力



	知識	技能	態度
「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】	【1 「生活者としての外国人」に対する教育実践の前提となる知識】 (1) 地域の外国人の背景・状況・特徴等について正しく理解している。 (2) 「生活者としての外国人」を取り巻く地域の実情や課題について理解するとともに、地域の教育リソースを活用するための知識を持っている。 (3) 地域日本語教育における多様な学びと、指導者・支援者の役割や連携体制について理解している。 【2 日本語の教授に関する知識】 (4) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標、内容、方法についての知識を持っている。 (5) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。 (6) 「生活者としての外国人」は、ライフステージによって、必要となる日本語が変化するということを理解し、学習者の状況に応じ、教育的観点やキャリア支援の観点から見て適切な指導計画を立てる上で必要となる知識を持っている。	【1 教育実践のための技能】 (1) 日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。 (2) ニーズ分析、レベルチェックが適切に実施できる。 (3) 地域における学習者の背景・属性を理解し、地域のリソースを活用し、ニーズやライフステージに応じた効果的な日本語教育を実践することができる。 (4) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を引き出すための教育実践を行うことができる。 【2 成長する日本語教師になるための技能】 (5) 自らの指導力に関し、分析的に振り返り、指導力の向上や指導計画の点検・改善を行うとともに、関係者間で共有を図り、協働して指導の改善を行うことができる。 【3 社会とつながる力を育てる技能】 (6) 日本語学習の成果を効果的に共有・公開することで、学習者が家族や関係者とより良い関係を構築できるよう促すことができる。 (7) 学習者が地域社会とつながり、ネットワークを構築する力を育てる教育実践を行うことができる。	【1 言語教育者としての態度】 (1) 学習者の多様な背景、ニーズ、学習環境を的確に捉え、その個別性と学びに向き合おうとする。 【2 学習者に対する態度】 (2) 学習者の背景・文化・日本における生活状況を理解しようとする。 (3) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を育てようとする。 【3 文化多様性・社会性に対する態度】 (4) 学習者が人とつながり、ネットワークを構築する力を育てようとする。 (5) 地域社会や多様な機関と連携・協力し、「生活者としての外国人」が自立的に生活するための、エンパワメントとしての日本語教育を実践しようとする。

3. 日本語学習支援者に望まれる資質・能力

	知識	技能	態度
日本語学習支援者	(1) 日本語や日本文化, 社会, 多文化共生に対する一般的な知識・理解を持っている。 (2) 日本語教育に携わる機関・団体及び関係者による支援体制と自らに期待される役割について理解している。 (3) 学習者の来日の経緯, 国や言語・文化背景, 日本語の学習目的に対する一定の知識を持っている。 (4) 異文化理解や異文化間コミュニケーション, コミュニケーション能力に関する基礎的な知識を持っている。 (5) 日本語の構造や日本語学習支援に関する基本的な知識を持っている。	(1) 分かりやすく伝えるために, 学習者に合わせて自身の日本語を調整することができる。 (2) 学習者の発話を促すために, 耳を傾けると共に自身の発話を調整することができる。 (3) 日本語教育コーディネーターや日本語教師とともに, 日本語学習を支援することができる。 (4) 学習者の状況を観察し, 日本語教師や日本語教育コーディネーターの助言を得ながら, 学習方法や学習内容を学習者に合わせて工夫することができる。	(1) 学習者の背景や現状を理解しようとする。 (2) 学習者の言語や文化を尊重し, 対等な立場で接しようとする。 (3) 学習者や支援者などと良好な対人関係を築こうとする。 (4) 学習者が自ら学ぶ力を育み, その学びに寄り添おうとする。 (5) 異なる考えや価値観を持つ他者と協働できる柔軟性を持つようとする。

4. 地域日本語教育コーディネーター研修における教育内容

	教育内容
1	在留外国人施策・入国管理制度・教育行政と、地域における在留外国人の出身国や在留資格等の動向
2	日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策
3	在留外国人に関連する法制度, 行政サービス等の把握・整理
4	地域日本語教育のプログラムデザイン ・課題設定からプログラムの策定・実施・点検・評価・改善 ・内省(振り返り)
5	日本語教育人材に対する研修の企画・立案 ・人材育成の考え方や手法
6	活動と広報 ・情報公開・発信 ・個人情報の保護 ・著作権 ・地域日本語教育に関する調査
7	事例研究 ・問題解決能力 ・現状把握から課題設定, 課題解決に向けた方略の検討
8	組織マネジメント ・コーディネーターの役割 (コーディネーター論・リーダーシップ論) ・地域日本語教育に関わる人材や関係機関の把握とネットワーキング ・コミュニティーデザイン ・ファシリテーション

5. 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容
コミュニケーション	社会・文化・地域	①世界と日本	
		②異文化接触	(1) 国・地域の在留外国人施策
		③日本語教育の歴史と現状	(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育 ・地域日本語教育 (地域国際化協会等の関係団体情報) (3) 言語サービス (多言語化・「やさしい日本語」)
	言語と社会	④言語と社会の関係	(4) 「生活者としての外国人」の多様性 ・言語背景, 文化的背景 ・言語管理, 家庭内言語マネジメント ・ニーズの多様性
		⑤言語使用と社会	(5) 外国人住民の社会参加 ・地域言語と共通語 ・地域生活関連情報 ・エンパワーメント ・人間関係・ネットワークを築く力 (6) 「生活者」のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習 ・目的に応じた学習内容 ・「標準的なカリキュラム案」
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(7) 「生活者としての外国人」の異文化受容・適応
		⑦言語理解の過程	
	言語と心理	⑧言語習得・発達	(8) 学習方法 ・学習者タイプ ・学習スタイル ・学習ストラテジー ・自律学習
		⑨異文化理解と心理	(9) 日本語の学習・教育の情意的側面

言語に関する領域	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(11) 各種指導法, 教授法 ・地域日本語教室見学, 活動参加 ・活動の振り返り (12) コースデザイン演習 ・ニーズ分析 ・学習内容 ・カリキュラムデザイン ・社会参加につながる活動の設計 ・学習・習得を促す活動 ・指導案作成 ・教材作成 (13) 日本語能力の評価 ・「生活者としての外国人」の日本語能力 ・適切なレベルチェックの仕方 ・自律学習と評価 (14) 指導力の評価 ・分析的な振り返り ・自己点検 ・課題の共有 ・改善方法の検討
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	
		⑫言語教育と情報	(10) 「生活者としての外国人」のための教材・教具の リソース ・教材の活用・作成と著作権
		⑬言語の構造一般	
	言語	⑭日本語の構造	
		⑮言語研究	
		⑯コミュニケーション能力	

(備考) 関連ページ p.25 表2 「「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

6. 日本語学習支援者研修における教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容
コミュニケーション	社会・文化に関わる領域	①世界と日本	(1) 学習者の背景に対する理解 ・在留資格 ・国内の在留外国人 ・主な出身国の文化背景 ・来日理由, 日本における生活状況など
		②異文化接触	(2) 多文化共生 ・地域の多文化共生施策 ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標
		③日本語教育の歴史と現状	・地域日本語教育の実施体制と支援者の役割
	言語と社会	④言語と社会の関係	
		⑤言語使用と社会	(3) コミュニケーションストラテジー ・地域の「ことば」 ・「やさしい日本語」
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(4) 異文化理解 ・異文化コミュニケーション
	言語と心理	⑦言語理解の過程	
		⑧言語習得・発達	
		⑨異文化理解と心理	
	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(5) 地域日本語教育の多様性 ・地域の日本語教室の見学 ・学習者及び支援者との交流 (6) 日本語学習支援 ・発話調整 ・傾聴 ・学習支援の流れ ・学習支援のリソース
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(7) コミュニケーション教育

関わる領域	言語	⑫言語教育と情報	
		⑬言語の構造一般	
		⑭日本語の構造	(8) 日本語の構造
		⑮言語研究	
		⑯コミュニケーション能力	

文書の最後 ■